

第11回西和賀町議会定例会

令和2年12月10日（木）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

細井町長並びに柿崎教育長より説明員として委任した旨の通知があった者の職氏名については、初日と同様でありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、昨日に続いて一般質問を行います。

一般質問は2日目ですが、念のため申し上げます。質問者の質問時間は30分であります。制限時間の5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。議員におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いをいたします。

それでは、決定しております登壇の順序に従い質問を許します。

登壇順5番、高橋和子君の質問を許します。

高橋和子君。

4番 高橋和子でございます。今日も、どうぞよろしくお願いいたします。ちょっとマスクしていると、どうも息苦しくて、なかなかスムーズにいかない部分もあるかと思いますが、根気強くお付き合いのほどお願いいたします。

今日は、新しく議場に消毒薬が配付になっておりまして、コロナ対策を議場ですということ、非常に議場が狭いものですから、密になりやすく大変だろうなと思っておりましたが、

消毒薬が1本追加になり、自分たちの消毒をしながらコロナが広がらないちょっとした努力をみんなでしたいものだなと思っております。シュッシュッとやって、心の汚れも取れば最高なのですが、そういうのも発売してもらえば、私なんか大したありがたいなと思います。

今日は、3項目について通告しております。いつもより少ない項目ですので、多分いつもよりは早く終わるだろうと思っておりますので、お付き合いのほどお願いいたします。

1つ目は、新型コロナウイルス、これまでの続きのような質問でございます。2つ目には、国民健康保険で、子供さんのところの均等割の件について、それから3つ目は八年橋についてお伺いしたいと思って取り上げました。いつも聞いているような内容でございますが、やはりそのとき、そのときにお尋ねして、確認をしながら議員としての取組をしてまいりたいと思っておりますので、これまでの続きのようなおつもりでご答弁のほうもお願いいたします。

それでは最初に、コロナの関係でございます。新型コロナ、私もできるだけ自宅にいるときはテレビを見たりして情報を得るようにしておりますが、こんなにいつまでも広がって、第3波まであつという間に来るなんて、本当に思っていなかったわけでございますけれども、非常に医療のところで逼迫して、崩壊が始まっているというようなお話でございます。やはり医療関係者の方々からは、コロナに感染しないでくださいと切実な声が上がっております。

そういった中でG o T o があるわけですが、これも国民としてどうなのかなというふうな疑問を持って受け止めておりますが、

皆さんはどうでしょうか。

その中で質問に入っておりますが、新型コロナウイルス感染症が県内でも拡大しております。福祉施設のデイサービス事業で、クラスターが発生したと報じられております。デイサービスは、日々自宅からの通所でありまして、家族や近隣との触れ合いもありますから、より注意が必要と思われれます。こういった事態を受けまして、今後町として注意すべきことがあれば、この機会に議会でも重要な点をお伺いして、共有して、発生を止めるために協力してまいりたいと思いますので、この点のお考えをまず最初にお伺いしたいと思います。

議長 細井町長。

町長 おはようございます。12月議会2日目、よろしく願いいたします。

今日は、議会事務局のほうのご配慮によりまして、議員席並びに行政説明員席にアルコール消毒液を配置していただいたことに対して、このきめ細やかな気配りに対して感謝申し上げたいなというふうに思います。

議員様ご発言のように、コロナの殺菌並びにいろんな雑菌を消毒いたしまして、すがすがしい気分が議論できればと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

新型コロナウイルスの対策については、担当課長のほうから答弁を申し上げます。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 おはようございます。ご質問については、私のほうからお答えさせていただきます。

デイサービス事業所を含め、町内の高齢者の福祉施設の新型コロナウイルス感染症の予防対策につきましては、国や県からの感染予防の対策の通知や、高齢者介護施設における感染対策マニュアルを活用し、各事業所において対策を講じていただいております。

デイサービス事業所の予防対策の取組の内容としましては、職員や利用者の健康管理、事業

所内の消毒、職員や利用者以外の方が事業所に入る際の連絡先や体温の記録、事業所の職員の移動制限や利用者やご家族の方々から移動制限のご協力を継続して実施しているとお聞きしております。

岩手県内では、高齢者施設や職場、それから飲食店においてクラスターが確認されておまして、この状況を踏まえて県が感染症の対策としてお知らせをしている取組の中から、3点ほどお知らせをしたいと思います。

1点目としましては、人と人との距離が十分に確保できない場合は、マスクを常に着用していただきまして、食事中の会話を控え、会話をする際にはマスクを着用することをお勧めしたいと考えております。

それから、2点目としましては、事業所においてご自身の健康状態や事業所の利用者の健康状態の確認をするとともに、体調不良が申し出やすい職場の環境づくりに努めていただきますようお願いいたします。

3つ目としまして、行動歴、自分がいつどこで、誰とどれくらいの時間、例えば会議をしたなどと具体的に記録をする習慣をつけていただきまして、そのような行動歴を自分もですし、利用者さんや家族の方なども皆さんからご協力をしていただきますようお願いいたします。

まず、町民お一人お一人の感染対策、それから手洗い、室内の換気、消毒などの徹底と、体調を崩された場合には早めの相談と受診をしていただきますよう、よろしく願いいたします。

議長 高橋和子君。

4番 ありがとうございます。入所している場合は、限られた行動範囲なので、ちょっと面会する方を制限するとか、そういったことで気をつけられるわけですが、デイサービスの場合はそれぞれの行動範囲が広いわけで、お年寄りですから、そんなに遠くへ出かけるということもないでしょうが、訪ねてきた人があつたりして、大変だろうなと思っておりました。ご本人の行

動範囲、ご家族の行動範囲、そして施設側のほうの行動範囲、それぞれ注意し合いながら、感染は何としても防いでいかなければならないのだろうなと思いました。

今お伺いしますと、やはりいつもの基本的な予防対策というふうなことだろうと思いますが、ますますそういったところを周囲から、周囲の皆さん、地域の皆さん含め、気をつけてお年寄りに接するというふうな、何せほとんどがお年寄りのような西和賀町ですけれども、そういうところだからこそ、お互いに気をつけていかなければならないのだなと思ってお伺いしましたので、私たちも気をつけますので、より一層のご指導をお願いしたいと思います。

その次に、②として、今度は第3波に対する国の予算が報道されておりますが、あまり具体的には聞いておりません。どのような形で来るのか、ちょっと分からないでおりますが、もしそういった点で情報があれば、連絡とかあればお伺いをしておきたいなと思っております。

議長 企画課長。

企画課長 おはようございます。第3波による経済支援として、第三次の国の支援の動きについてお答えしたいと思います。

現時点で町に対し、国、県から特に情報は入っていないというのが現状でございます。新聞報道等によりますと、国においては新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底と、社会経済活動の両立を図りながら経済の持ち直しの動きを確かなものにするため、追加経済対策を盛り込んだ今年度第三次補正予算案の編成に入ったとの情報もございます。

第三次補正予算案で検討されている施策は、新型コロナウイルスの感染拡大防止策、温室効果ガスの削減、雇用対策、防災対策などのこととあります。

また、感染者が急増していることに伴い、地方創生臨時交付金についても三次補正で拡充する方針が示されているとの情報もございます。

第三次補正予算により交付金が交付となった場合は、新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底を図るとともに、引き続き地域経済、住民生活の支援を中心に交付される財源を有効に活用してまいりたいというふうに考えております。

議長 高橋和子君。

4番 県とか国からまだだということでございます。なかなかこういった点では、あまりスピードを上げては来ないというのが常なので、そうかなと思いますけれども、やはりそういう見通しがあれば、それに対してどういう備えを町としてやるのかというところをまず考えておいて、スムーズに、捕らぬタヌキの皮算用ではないと思いますので、それなりの割合で来ると思いますので、それなりの対応を各課で取っていただければなと思います。

この点については、また機会があるときに、具体的なことをお伺いしたいと思います。

それで、最後に付け加えておりますが、第一次、第二次の補正予算分の交付金において、町として必要な住民に対し支給すべき事業として滞りなく実施されているかということで、いつもと同じような質問をしておりますけれども、私としては対象者がきちっと把握されて、必要な人に必要な手だてをきちんとされているかというところをお伺いしたいのです。

昨日もご議論がありまして、予算をはるかにオーバーするような希望があったということは、町民の暮らしの実態がそういうことだと思うのです。ですから、もし同じ名目ではなくても、そういった方々へ、あるいは今まで漏れていた方々への見逃さない対策をこの第三次でつくっていただければいいなと思いますが、そういう点で、どなたに聞いたらいいか、ちょっと分からないですが。企画課長さんでしょうか、まず取りあえず。

議長 企画課長。

企画課長 9月議会に計上された補正予算分の交付金は、住民に対し支給すべき事業として滞り

なく実施されていますかというようなご質問でございました。企画課からは、新型コロナウイルス感染症に係る地方創生臨時交付金の対応、全体についてちょっと答弁をさせていただきたいと思います。

この臨時交付金は、令和2年4月7日の閣議決定による新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において創設されました。交付金の対象事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済、住民生活の支援を通じて地方創生に資するものが対象となっております。国の予算額は、一次が1兆円、うち交付額が7,000億円でございます。二次が2兆円、全額交付となっております。

そこで、町への交付額でございますが、一次が7,003万6,000円、二次が2億4,122万円の合計3億1,125万6,000円でございます。町では、この交付金を全額活用し、39事業、総額4億3,463万6,000円の事業計画を国に提出してございます。11月19日時点の予算の執行の状況になりますけれども、74.5%となっている状況でございます。

以上、全体的な部分でのご説明になります。

議長 高橋和子君。

4番 お金を受け取って配付するという一方で、住民の暮らしを支えるという、そこは分かります。いつも聞いておりますし、頑張っておられますが、先ほどお伺いしたように、必要なところにちゃんと必要な手だてがされているかという辺りを一番聞きたいのですが、そういう把握の仕方をされてはいないのでしょうか。そこがうんと大事かなと思いますので、どなたかちゃんとやっているよと、こういう状況でこういうふうにあれして、漏れないよと言っただければいいかなと思いますが、そういう把握はまだでしょうか、どうなのでしょう。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、健康福祉課のほうから、

子育て世帯への臨時特別給付金の給付状況について説明させていただきます。

前回9月議会のときに答弁したところなのですけれども、それ以降については、まず、子育て世帯の臨時特別給付金につきましては、児童手当受給対象児童1人につき1万円を支給する給付金となります。9月議会以降につきましては、申請が必要な町内に居住する公務員の方からの申請受付のみを残しておりましたので、そちらのほうは10月15日までということで、申請期限をそちらにしておりますので、10月15日に終了しまして、給付事業の手続をまず全て終えております。ですので、公務員以外の方に対しては給付金額として342万円、そして公務員の方につきましては78万円、合計420万円を給付事業として手続を終了しております。

議長 ほかにありますか。ほかないですか。

観光商工課長。

観光商工課長 昨日も若干申しておりましたけれども、観光商工課につきましては国の地方創生交付事業に関しましては14事業を行っております。うち金額的には実は観光商工課だけで2億2,000万円ほどの事業を行っております。非常に多い事業を職員にはかなり難儀をかけながらやっただけでございまして、

新ビジネスチャレンジにつきましては、昨日いろいろお話をさせていただいたので、まずご質問からすると黙っていて給付できるような事業はないのですけれども、あくまで申請があって給付をされるというような事業の中では、町独自に行っております持続化給付金事業がございまして、これ全部話すと多分かなり長くなるので、持続化給付金の事業についてちょっとお話をさせていただくと、11月30日までの申請が99件ございまして、これにつきましては11月30日までに89件、おおよそ5,900万円ほどの支給が終わっております。その他残り10事業者の分につきましては12月7日と10日、本日ですけれども、残りの10件の支払いが完了している状況でござ

います。12月に入って受付が2件ほどありまして、これについては12月15日に支給できる段取りで現在動いておるところでございます。ただ、一部どうしても書類の不備といたしましうか、あとは徴税が完納しているといいたしましうか、納期限までに支払われているというようなことが条件になっておりますので、そういった方々については若干遅れがあったということと、さらに事務的な遅れも実際ありましたので、そういった方々に関しましては当課を代表いたしましておわび申し上げたいというふうに思っているところでございます。

あとは、様々ございますけれども、プレミアム商品券の事業であるとか、飲食宿泊応援券の事業といったものは、外部に委託して順調に実施しているところでございます。

ちなみに、飲食宿泊応援券の事業につきましては、今月末が締切りになっておりますので、住民の皆様におかれましては地域の飲食宿泊業、タクシー業を応援する意味も含めて、ぜひ使い切っていただきたいというふうに思っております。財務局の指導もありますので、半年間を延ばすというのはできないことになっておりますので、何とか12月中に使っていただきたいというふうに思っています。おおよそ現在の使用状況は80%ほど換金がされておりますので、このようなコロナの状況ではございますけれども、なかなか厳しい状況ではございますがというふうに思っております。

なお、プレミアム商品券につきましても72%ほどが換金されておまして、来年の2月末までですので、これについてはあまり心配はしていないところでございます。

その他様々事業はございますけれども、おおむね順調に進んでいるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、給付の状況ではないの

ですが、6月以降の米あるいは花の売上げ状況等について、私のほうから説明いたしたいと思っております。

まず、米についてですが、今回の米価、あきたこまちで60キロ当たり、去年より800円安い1万1,300円ということになっております。でも、西和賀町の農家の場合は、ほとんどが複数年契約を農協さんと結んでおまして、これよりも相当高い金額で今年は買っていただけるということで、その部分では農協にお米を出す農家については影響は少ないと思っております。

次に、リンドウでございますが、実は単価が去年よりも大分高くなっておまして、総売上げが令和元年度が2億800万円、今年度、令和2年度が2億1,900万円ということで、昨年よりも全体の売上高がアップしているということでございます。春先にユリ販売農家等が販売額が落ちた分を補填する高収益作物次期作支援交付金というものがございましたが、この申請者数が西和賀管内で5件、しかしながら春先の売上げが落ちたということですが、全体としては売上げが去年より上がっているということで、対象となる金額は少ないということでございます。

また、農業の経営継続補助金というものがございます。これは、新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止対策を行い、販路回復や事業継続、転換のための機械設備の導入や、人手不足の解消の取組を総合的に支援することによって、地域を支える農林漁業者の経営を維持するというところでございますが、これは農協等の機関が農家を支援しながら計画をつくって、1経営体当たり最大150万円を補助するというところでございますが、西和賀管内で農協の支援を受けた農家が6戸ということで、これらの農家はモアとかドローンとかを導入し、経営改善を図っているというようなところでございます。これらの補助金につきましては、町の会計を通りませんので、農協さんが中

心となってやっているというところでございます。

議長　ほかにありますか。

ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　それでは、私のほうからは、ふるさとを遠くで見守る応援事業ということで、町民ということでもなく、出身者ということで、まず大切な関係人口につながるということで事業を実施したものでございますけれども、内容といたしましては、コロナ禍の関係で帰省できない方々というのがたくさんいたと思いますけれども、そういう方々に、帰ってきたくても帰ってこられないけれども、頑張ってくださいというような意味合いを込めて、町の特産品をお送りしたということです。実施人数というか、お送りした人数は1,699人になります。発送商品の単価としては4,600円ほどのものだったのですけれども、発送時期としては6月30日から7月20日までの期間でございました。

発送による出身者の反応というのがありました。現金による寄附ということで、まずまちづくりに活用してくださいというようなことで、24件ほど寄附をいただいております。また、電話によるお礼が117件ございました。また、手紙、はがき、メールが113件あったということでございます。このうち、ふるさと納税の書類申請をされた方が59人増したということです。

現在第2弾として、町内に新たな出身者の方がいるかどうかということで募って事業を実施しているのですけれども、計画人数500人に対して今200人新たな開拓ができたということです。今度また1月頃にさらに募集を募って、新たな若年層の出身者の開拓というか、つながりを持ちたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長　高橋和子君。

4番　大変ありがとうございました。それぞれの課の取組が真剣に行われているというふうに

理解いたします。私が心配してこの件でお伺いしたのは、対象者をどのように把握するのかということです。今世の中全部が、福祉関係もそうですが、申請主義になっているのです。だから、本人が言ってこないと分からないという、そういう時代に大分前からなっております、大分前よりもっと古い私なんか、ちょっと行政がおかしくなっているよと思うのです。というのは、税を課税するときに、そのご家庭やその方の町民の経済状態が分かっているわけなのです。ですから、申請を待たなくても、どこその誰がどういう状態かというのは、100%とは言わないけれども、ほぼ分かっているはずなのです。どういうご商売の方がどこにいらっしゃるかとか、どういうお困りの方がおられるというのは、それぞれの組織やら、いろいろなものを通じて役場に集中しているはずなのです。今プライバシーの時代ですから、難しい面もありますけれども、こういう田舎こそ、申請されなくとも「どうですか」の一声で全部把握してしまう。対象者何人と決めて、そして申請させて交付すると、それをきっちりやってほしいなと思ひまして、今各課長さん方の仕事の内容をお伺いして、頑張っているし、一生懸命ということは分かりますし、温かい政治をやってくださっていると思います。これからもそういう視点で質問してまいりたいと思いますので、取りこぼしのない、困って右往左往する町民がいないような、そういう温かい西和賀町にぜひやってほしいと。我々も頑張りますので、お願いしたいと思ひます。

それで、ちょこっとお伺いしますが、雇い止めはなかったのか、そこをお伺いしたいと思います。

それと、先ほどふるさと振興課長さんからいろいろありましたけれども、学生さんへの支援がまた必要かなというふうに思ひますが、その2点についてお願いします。

議長　観光商工課長。

観光商工課長 労働対策に関しましては観光商工課の所管でございますので、雇い止めというお話でございます。様々お話を聞いておりますけれども、企業がこのような状況で、何人ほどの雇い止めがあるというような情報については、その企業の状況が様々ございますので、この席でちょっとお話しすることは差し控えさせていただきます。

ただ、情報についてはしっかり聞いておまして、それに対する対応については当課に限らず、従業員の方々の保険制度、もしくは年金制度の変更についてはハローワークや労働局ともに対応しているところでございます。というのも、企業さんからまだこのことについては公表しないでいただきたいというお話もございまして、企業さんから正式に発表があるということでございます。一部あるということでございます。

以上でございます。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからお答えいたします。

学生への支援ということでございますけれども、学生であるとか、あとは町外に出て新たに働き出した若い方々という部分につきましては、第2弾ということで進めている状況でございます。その方々の住所というか、そういうデータにつきましては、町内に事業の趣旨を全戸配布いたしまして、そこで送ってほしいというか、そういう方がいれば住所提供くださいということで、まずふるさと振興課のほうに取りまとめとなった方々が200人いるということで、その中にも学生さんが含まれているというふうに理解しております。

1月に向けて、新たにそういうチラシなどを出しながら、また獲得に向けて進めていこうというふうに考えているところです。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 ありがとうございます。雇い止めは、いろいろ内密にしなければならないことではありますが、一部あるということで。

あるだろうと思うのです。でも、そういったことは、コロナ禍では企業の責任に負わせてしまうとか、誰の責任というようなことでもないわけですから、そんなにそんなに何かすごいあれで解雇するとか、そういったことではなかったのだらうと思いますので、当局がきちんと把握されて対処をお願いしたいと思います。

若い方々への支援も引き続きあるということですので、コロナ関係についてはこれで終わりたいと思います。

その次に通告しておりますが、これも何回も、またかと嫌われそうですけれども、どうも納得がいかないもので、またお尋ねをしたいのですが、これは本当を言えば課長とかなんとか、そういうことではないと私は思うのです。

質問を読みます。国民健康保険の問題では、国の医療保険の在り方として、重大な格差があるということのをこれまでも申し上げてまいりました。国民健康保険加入者の内訳というのを見ますと、県の統計では、農林水産業が12.1%、その他の自営業が14.3%、被用者が28.1%、無職が39.1%、その他6.8%であり、所得階級においては所得がない方が20.8%、100万円未満の所得が23.1%、100万円から200万円の方が23.1%、200万円以上の方が22.3%となっているわけでございます。国保財源の困難な実態がここに表れていると思います。そのために、全国の知事会が1兆円を投入してくださいと政府に申入れをしております。これはまだ実現されていないし、ちょっとコロナで止まっているのだらうなと思っております。そういう国保、医療保険の実態なわけです。

収入の少ない国民集団が、どの医療保険よりも高額な保険料を支払っている、生活を切り詰めて暮らす。払えないと、やはり税ですから、最後は差押えまでいくということなのです。中

小企業が加入する協会けんぽの2倍の保険料になっていると。特に子育て中の若い世代に支援が必要だと申し上げているわけでございます。

以前も取り上げましたけれども、均等割で子供何人幾らとなるわけですから、子供が多いほど負担が大きくなるということなのです。所得によっていろいろ対策は取られているわけでございますけれども、やはり子育て支援、また若い世代を西和賀町に受け入れようと、そういう考えであるならば、こういうところに温かい手を差し伸べて、そして国保であっても安心して西和賀町で暮らせる、西和賀町は温かい町だなと思うような町にしたいし、それができない状況ではないわけです。

やはり保険料があつて、それから病気にかからない手だてをして、そして国保財政を健全に保っておって、そして県内では比率にして断トツ高い基金を持っているわけですから、これは6月議会のときにお伺いしたときには、今年の6月議会のときのご答弁では、およそ60人ぐらいいらして111万2,800円かかるよということでした。この金額が多いのか少ないのか、出せるのか出せないのか、私は当然出せると思ってお伺いしているわけですが、こういうふうなのは制度の一つですから、課長さんもそうでございますけれども、やはりこれはトップの一声で、よそでは変わっているわけです。別に選挙がどうのではなくて、それがあってもいいのです、町民にとってよければ。そういうよこしまな話は置いておいて、聞かないことにしてもらって、やはり子育てに温かい、住んでもいいなと思う西和賀町にする一つの材料ではないかなと思うのです。それで私はしつこく、やれるはずなのにやってくれないと思いながら何回も議場で申し上げているわけでございますので、ご答弁のほどお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今年の12月議会定例会において、和子議員さんからご質問いただいた答弁の際に

お答えしました国民健康保険税の賦課方式の見直しを含めた税率改正の検討につきまして、県内の動向や県に対して納付する医療保険、介護保険、後期高齢者支援金の負担割合などを含めてまず検討してまいりました。これまで税率改正の検討の一つにありました介護保険分などの負担割合につきまして、令和3年度に、まず来年度なのですけれども、県に納付する仮算定額がそれぞれ示されまして、試算した結果、負担割合のバランスが整えられたことによりまして、令和3年度に向けての税率改正は不要と判断したところです。

また、賦課方式を4方式から3方式に移行するための税率改正につきましては、資産割を段階的に減額することを検討しておりますが、令和3年度につきまして新型コロナウイルス感染症により国保税がどのように影響を及ぼすか計り知れないことから、令和3年度に向けた税率改正については見送りする方向で考えております。引き続き、賦課方式の見直しを含め、税率改正に向けて検討していきたいと考えております。

ですので、資産割が減ることによって所得割、それから均等割、平等割が引上げになりますので、それぞれの引上げ後に子育て支援の部分については含めて検討してまいりたいと考えております。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんのほうからご意見がございました。このことについては、以前からいろいろ問題点としてご指摘いただいているところでございます。今国では、約50万ほど人口が毎年減少しているということで、小さい県であれば年に1つなくなるぐらいの人口減少が進んでいるということでございます。こういう背景もあって、全国知事会のほうでも国に対して要望しているということですから、これはやはり国策として強力に進めていくべきものかなというふうに思っておりますので、そういうものと

連動して、全体としての制度改正でもって取り組むべき課題かなというふうに現状思っているところでございます。

議長 高橋和子君。

4番 課長のご説明で、3方式になればやはり負担割合が変わってくるわけでございます。ですから、それは経過を見るというのも一つではありますけれども、それでもやはり経過を見るときに、私が提起した若い世代の子供の分の均等割をなくしたらどうなるかも含めて検討をお願いしたいし、今県内のあちこちでそれぞれ子育て支援、若い人の定着に向けて、こういった取組をやっているところもありますので、みんなよそでやってしまってから、ならば西和賀町もやるかというようなことではなく、本当に目標を高く掲げて生きているわけですから、そういった政策、それほどお金かかるわけではないので、これは町長おっしゃった国や知事の動きは置いておいても、それはやってもらっていいですが、国保というのは市町村の長の責任でもありますから、そこをきちっと捉えて、町民にどういう手だてをするのかという辺りでぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

町長にもう一回、そういったところで、何回も私言っていますので、分かっているはずなので、担当課とも話し合っているのではないかなと推察いたしますので、その辺りのまずご検討をお願いしたいなと思います。どこかの話ではなく、自分の町の町民の暮らしを支える一つの手だてとしてやれないかというところで、ぜひご検討をお願いしたいのですが、ちょっとお願いします。

議長 細井町長。

町長 議員さんのほうから継続的に、今まで続けてこういう提案をいただいているわけでございます。町民のために何をやっていくかというのは、我々の大きな課題ではあります。ただ、町民のために何をやるかというのは、福祉から経済対策から全ての分野でどうやっていくかと

ということが問われているわけでございます。したがって、私はこういう子育てを支援するという問題に関しては、全国的に統一した形の中で支援をしていくという姿勢が必要かなというふうに強く感じているところでございます。これを市町村の取組、支援合戦みたいな形でやったら、どうかなという疑問も持っております。

ただ、ご指摘のように、これまでもそうですけれども、いろんな検討は進めてはまいりたいというふうに思いますし、引き続き全国的なレベルで法律改正、根本的な制度改正をお願いしていくということと、申し上げましたように内部でも町ではどうなのかという視点も、それは持っていきたいというふうに思っています。

議長 高橋和子君。

4番 検討するとおっしゃいましたので、ご検討をお願いしたいのですが、それで今そのようにおっしゃるならば、こういった点について子育て支援のための均等割、若い人の世代のこれを免除すると、それは町長として県や国に向かって物を言っていないと進まないのだろうと思いますので、それはぜひ折に触れてやっていただきたいと思います。

国や県がやって、いろいろな制度を受けながら市町村がやるというのは常でございますが、しかしながら市町村といえども自治に関しては国と同じ立場であります。どっちが上も下もないし、特に市町村は住民にとっては最後のとりでですから、そのところをお忘れなく。

どれもこれも大変なものです。しかしながら、真っ先にどこに手を差し伸べるか、順序立てて、あるいは予算上やれる、やれないがあります。その辺も含めて、新しいことをやるにはいろいろなところを説得しなければならぬということはあるかと思いますが、ぜひお願いしたいと思います。何と申しても、私はこのことはお願いしたいなと思っておりますので、内部のご検討をお願いします。また進み具合をお尋ねしますので、よろしくお願いしたいと思います。

大分時間がたってまいりましたが、3項目で早く終わる予定なので、3つ目の八年橋についてお願いしたいと思います。八年橋は、何で八年橋かということもあります。昭和8年にコンクリの橋にして、八年橋だと私は聞いています。それまではちょっとした橋で流されて、通学にも困る大変なところだったようです。

八年橋は、集落再編成のときに今の橋に架け替えました。当時はすごくいいなと思いましたが、これ12月、今月で49年です。49年だから駄目ということではないし、町としての長寿命化ということをお伺いしておりますので、5年ごとに検査するのだよと今までご答弁いただいております。それを全部分かかっていて質問するところです。

①として、老朽化しておりまして、当時の建設状況から見ても長寿命化対策としては、私としては問題があると思っております。

2つ目には、災害から地域住民を守るということで、近年の豪雨のときに本当に大変な大水が出る。さらにあれ以上出たら、集落に入ってくるのではないかと不安があるわけです。そういった災害の面からご検討いただきたいということで、前にも申し上げましたけれども、河床を取って、川のあれを下げた新しい橋を架けてやっていただきたいということです。

それから、長瀬野集落は、ずっと沢内地域内では、こっち側、あっち側見たら、長瀬野集落ほど世帯数の多い部落はないのです。そういうこともあり、交通量、戸数が多い、一たび何かあったら被害も大きいだろうと思ひまして、お伺いしたところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長 建設課長。

建設課長 まず、ご質問内容の橋脚の耐用年数についてですけれども、八年橋につきましては平成11年に橋脚の修復工事、平成25年と26年、2か年にわたって床版の打ち替え工事を実施しております。現在は、大型車両の通行に関して

も問題はありません。

また、先ほど言った25、26年の工事につきましては、当初は橋面防水と断面の修復でやろうということで計画をしておりましたが、橋面の劣化が想定よりもひどく、床版の打ち替え工事に変更し、より強固になっているはずでございます。これにより、断面は強化されたというふうに思っております。

次に、ご質問の八年橋の新築ないしは橋脚の根入れ、下流の床止めを撤去する話になるのですが、現在の橋脚の根入れは8メートルあり、強度を保つには十分だというふうに考えてございます。

岩手県でも平成23年6月24日の洪水によりまして、1級河川和賀川が氾濫しまして、若畑工区、桐沢工区、弁天工区、大野工区と河川改修を進めてきております。八年橋の下流にある床止めを撤去するというので、河床は下がると思いますが、八年橋の上流、下流での河川構造物等に影響が生じて、現在の堤防の改修も必要となり、何より上流、下流で和賀川から農業用水を引水している集落もまた少くないので、取水への影響が懸念されるところでございます。また、八年橋そのものにも影響が及ぶというふうに見込まれまして、床止めを撤去することは困難であると岩手県からも回答を得てございます。

八年橋は、平成28年に橋梁点検を実施しており、構造物の機能に支障は来していないというふうに判定されてございます。したがって、早急に橋を架け替える必要はないものというふうに判断しております。

次に、質問の大雨のときの対応についてですが、和賀川の水位が上昇してきた場合、安全が確保されるまでは八年橋に限らず橋の前後を通行止めにしたたり、迂回路への誘導など、被害を最小限にとどめることが大切だというふうに考えてございます。

最後に、建設計画への登載というふうにか

れてございますが、当面は現在行っている点検、診断、措置、記録という、いわゆるメンテナンスサイクルを実施し、点検結果と緊急度合いを考慮し、計画的に補修及び補強を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長 高橋和子君。

4番 あと何分ですか、2分ぐらい。

(3分の声)

4番 ありがとうございます。

おおよそ了解しておりますご答弁でございます。それでも心配なのです。8メートル橋脚入っているということですが、私は当時の建設を見ておりまして、ですから25年、26年に床版工事したら中が悪かったということは、実際見ておられると思います。そういう橋なのです。だから、橋面を強化したことはいいです。ただ、もちろん怖いので、橋脚の修理も、補強もしておりますけれども、昨今の大雨というのはすごく不安だし、八年橋の上流で横川と和賀川が合流しているのです。川下のほうの話もありますが、私はそういったその床止めを外すというのは、今の橋の下ではできないのです。当たり前です。外したら、ゆらゆらです。だから、あの橋はそういう橋なので、下水道管もつけられなかったということで、非常に弱い橋なのです。

県のほうで引き続き床止めを外して、昔のような流れにさせていただいたら、川下のほうはどうなるのかということ調査してほしいです。そこは、ぜひお願いしたいです。

今床止めの話なのですが、地域では相当高さが、高低差がついておりますから、相当の高さになっているので、もし豪雨が来てブロックが崩れたら、橋も足を引かれるぞということです。それだけ高低差ができておりますから。

それで、通行止めしなければならぬような大雨降ったら、みんなであの橋を渡ってみたいだけというのが私のお願いです。実態が見えないと。私は、毎回雨降るたびに見ており

ますから、長瀬野地域は行くところがないのです。東側からも雨降る、こっちからも雨来て、あそこへたまりますので、1回通行止めになって孤立したときがありますけれども、今の豪雨なんていうのはそんなものではないので、そういった建設予定をチェックしていただくと同時に、周辺の状況をぜひ調査していただきたいということを申し上げて終わらせていただきます。ベルが鳴ったから、やめます。何かご答弁あったら、私の時間ではないので、お願いします。

議長 建設課長。

建設課長 床止めの調査につきましては、県のほうにも話をして、今の回答になっているわけですので、また再度下流にどのような影響があるのかということにつきましても調査していただくように働きかけていきたいと思っております。

それから、高橋和子議員さんが雨が降ったら橋を見に行くと言っていましたけれども、そういう危険な行為はぜひやめてほしいなというふうに思います。消防団の方が止めているのですから、やはりそれ以上近づくというのは危険なので、それは人命に関わりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

4番 ありがとうございます。ご心配をおかけしました。自分もそう思ひます。だけれども、消防や皆さん方が来るまでは間に合わないのです、大変な状態のときは。私は年寄りだから、見に行くのが嫌なので、この間は総務課のほうに電話して様子をお伺ひしました。課長さんはじめ、よろしくお願ひいたします。

議長 以上で高橋和子君の一般質問を終結いたします。

ここで11時15分まで休憩をいたします。

午前11時03分 休 憩

午前11時15分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順6番、高橋宏君の質問を許します。

高橋宏君。

8番 高橋宏です。よろしくお願ひいたします。今定例議会の一般質問、最終6番目ということで、今まで先輩議員が質問してきたことと重複する部分もありますけれども、町民生活にとって重要な点でありますので、なるべく町民にも分かりやすい説明をいただきたく質問するという趣旨をご理解いただき、答弁願ひしたいと思います。

今回は、公民館を地区集会所にする案について、町内の農地、水田の活用法についての2点でお願ひいたします。

最初に、公民館を地区集会所にする案についてですけれども、このことに関連する質問を私は一般質問で何度かさせていただきました。昨年9月の定例会一般質問の中で、公民館について、当時の佐藤教育長の答弁の中で、「公民館は社会教育法において、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することが目的のための施設である」というふうに答弁されており、公民館は社会教育事業を目的とする建物なのだという町の方針が示され、そのことは私も理解しているつもりであります。

また、平成30年12月定例会の一般質問において、地域の自治活動について、ふるさと振興課長が地域運営組織の設立検討のために旧小学校を基本とした単位で実行委員会を組織していきたいと、情報誌の発行、ふるさと通信だと思うのですが、そのようなことをしながら地域運営組織の設立に向けたいという町の方針は、私も理解をしております。

こういう大きな流れの中でこれから行くのだろうなということは理解してはいたのですが、今年10月下旬の新聞に、公民館、地区集会所に。認定自治組織に管理を委ねる。旧小学校単位で6つの支援センターを新設する。今

までの行政区長は、認定自治会のほうに委託する。11月下旬までに検討委員会を開いて、来年度中の実現に向けて具体的な制度を協議するという、来年度から実施したいというようなことが発表されました。

先ほど言ったように、大きな流れは私自身理解しているつもりだったので、これが来年から行われる計画で、しかも新聞発表のほう先であったと。この新聞発表の後に、実際私は住民のほうからも、自分たちの区がなくなるのかなのか、どういうことなのかというようなことを言われて、私も詳しい説明はこれからのことだということだったので、このような地域の住民にとって非常に身近な問題です。なぜマスコミのほうからの発表が先になったか、その意図についてお願ひいたします。

議長 細井町長。

町長 ただいまの議員さんからの質問については、公民館を担当している担当課長のほうから答弁を申し上げます……すみません、公民館の在り方を検討している担当課長から答弁申し上げます。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

公民館の在り方については、地域自治組織と町との在り方と併せて、関係役員等による委員会を組織し、検討を重ねております。自治組織に関しては、行政区長役員会等をメンバーに、公民館については公民館長協議会役員をメンバーに、町の提案に対してご意見をいただいております。

新聞報道につきましては、10月14日の行政区長会議を傍聴した記者が記事を掲載したもので、報道機関に情報提供したものではありません。なお、議会につきましては12月4日に全員協議会で説明をさせていただきました。

また、各地区の住民の皆さんにつきましては、旧小学校区を単位として説明の場を設けていき

たいというふうに考えております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 区長会に出席した方からも聞いたのですが、マスコミ対応は町の考え方でしょうけれども、同じ会場にマスコミの方がいて、後で新聞発表になって、こんなに早くこんな重要なことが発表されたのかと逆に驚いたというようなことも聞いております。

町のほうで意図しないというようなことであれば、ここの会場はまだ正式に町民とかに説明していないので、後にしてほしいみたいな対応もできたと思うのですけれども、中に入って取材を許可するという事は、ある程度マスコミにそういうことが伝わって、それが住民に伝わることにも想定した中での対応ではなかったのかなという思いがしたので、その意図について何かあったのかということでお伺いしたものですので、もう一度答弁をお願いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 まず、行政区長会議において説明をしたという部分でございましたけれども、新聞社のほうとか、報道機関のほうを先行して、町民の方にお知らせするようなことを先にということは全く考えておりませんでした。

自治組織の関係、公民館の関係ということで、地区の関係する役員の方々に町としての考え方を説明した上で、ご意見をいただいた結果について、今年度初めての開催となった行政区長会議というところで区長の皆さんにお示しし、そこでまた意見を聞いて、まず実際3年度から進めたいというような話はしましたけれども、そこにつきましてもご意見を聞きながら検討したいというようなことでの話をしたつもりでございました。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 最初に申し上げましたように、町としての大きな流れ、考え方は、私自身も理解してい

ますし、こういうことは必要なのであらうと思っております。

今説明ありましたように、我々議会にも12月4日に同じ資料だということで資料をいただき、説明していただきました。私自身、通告した後の説明会でしたので、この説明会を経て、説明の資料などを見ていろいろ考えたのですけれども、これは町長が施政方針などで自助、共助、公助というような話もされるわけで、地域を自助と、地域に対する自助の仕方は、先ほど言った6つの地域を共助の部分ということで、共助の形を取るということ、それらの支援のほか、町として公助の部分でどうするかという、その関係の在り方が変わることなのだろうというふうに理解いたしました。そういう観点で質問させていただきます。

まず最初に、自助、地区の自助努力をどのような形で求めるのか、どう変わるのかという点で質問していきたいと思っておりますけれども、確認しながら質問いたします。基本的に行政区を再編することではないということによろしいのですね。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 行政区につきましては、現行29ありますけれども、それはそのままの区域と数で進めていくという考えでございます。

議長 高橋宏君。

8番 これまで区長、公民館長に報酬を払っていたのを、一括交付という形で地区に配分するというようなことです。区長手当に当たる行政区長報酬を地域運営支援分と行政連絡業務分に分けて内訳を示すと。あと一括で交付することなので、この収支報告について、説明の中にもあったのですけれども、町に求められた場合、いつでも提示できるようにということですが、基本的に一括交付された金額についての収支報告は、毎年定期的に町に行うというふうな考え方でいいのでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

一括交付金につきましては、今こちらで考えているところにつきましては、自治活動交付金というものを各自治組織に交付しております。また、その中に、今度自治組織に行政連絡業務を委託するというようなことから、その分を行政区長報酬という部分だったのですけれども、それも加算するという考えですし、あとは公民館の分で町のほうで維持費というような形で出していた分も、まずその中に含めた形でというふうには考えているところです。

単年度、単年度でそういう決算というか、交付金ですので、実績を把握したいということがありますので、その報告は求めたいというふうに思っております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 この制度を進める上において、地域の役員の成り手不足を解消するという目的もあって、この制度を導入するということだったのですけれども、役員の成り手不足がこれをするこによって解消するのか。地域にとって基本的にやっていくべきこと、やる人の役割というのは、あまり減らないのかなという気がするのですが、次の部分の集落支援員がその部分を担うので、地域の成り手不足の解消につながるというニュアンスで、この制度を進めるのかという点についてお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

役員の成り手がいないというか、様々ないろいろな業務があって大変だという話は多く寄せられているところです。この制度になったからといって、役員の成り手不足が解消するかどうかという話は、ちょっとまた違うかなというふうに思っておりますし、ただ役員というのは各自治組織の中で選んでいただいて対応するのが基本だと思っておりますし、集落支援員というのは自治組織の活動を行う上で、その支援を行う

という役割になるというふうに考えております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 先輩議員たちの質問の中では、この制度によって地域で兼務もできるというような話がありましたので、そういう面で解消かなというふうに私は理解いたしました。

先ほど言いました、私的には共助の部分だろうと思う集落支援員について、自分たちの地域ではできないことを地域で考えると、その手助けのために集落支援員を配置するという考え方ではないかなというふうに私は捉えております。

集落支援員は、旧小学校区ごとに町内に6名配置するというので、その業務内容について資料にあるのですが、集落支援員は町と地域の間に入って活動する町の地域の担当という位置づけで、町のワンストップの相談受付窓口対応、町の総合的な情報収集、情報提供など、地域活力の活性維持のための支援業務を行うとあって、内容的には本当に素晴らしいことだなとは思っています。

この中で、町のワンストップ相談受付窓口対応というふうにあるのですが、実際に相談を受けた場合、その場ですぐに答弁は当然できないと思うのですが、このワンストップ相談受付窓口という考え方でいきますと、その相談を受けたのをどのような形で住民に返していくというふうなシステムを取っていくのでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

集落支援員の配置というのは、住民にとっての安心感になればいいなというところがすごく大きいというふうに考えておまして、まず気軽に訪れて相談できる体制ということで考えております。

集落支援員自体が相談を受けて、答えられるというのは非常に難しいということでございま

すし、迅速に関係する部署に引き継いで回答を求めて答えを出すということに努めたいというふうに思っています。そのために一緒に職員も常駐しているような形ですので、どういうふうな相談内容であって、どこにつなぐべきかというようなところを判断して対応するということを考えています。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 同じく集落支援員の勤務時間といいますか、対応時間が平日の9時から夕方の4時対応ということでした。説明会のときにも聞いたのですけれども、支援員の業務の内容としてはすばらしいものだと思うのですけれども、高齢化率の高い西和賀町の平日の状況を、担当を含め役場職員の方々は分かっていると思うのですけれども、平日にうちにいる方というのは、足がない方がほとんどの方だと思います。せっかくすばらしいこういう制度、支援員を配置しても、その方々がそこまで来る足、車椅子や、つえについて歩く人にとっては、町内6か所に配置したからといって、1キロ歩くのにも大変な方々が多くいると思います。そのようなすばらしい制度を運用するためにも、平日の日中うちにいる方々の足の確保が欠かせないのではないかと考えるのですけれども、その点についてどういう対策を取るのかお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 まず、集落支援員についての業務のところからお話をしますと、集落支援員は相談窓口という、先ほどの話であったとおりですし、あとは地域の声を収集するという役割があるというふうに考えております。

そのようなことで、例えば今の話のように車椅子の方がいるとか、その場所までというようになると、その部分というのは正直難しいところではあると思っております。ただ集落支援員自身が地域を回るというようなところからの声の収集というのは考えられるとい

うふうに思っております。

センターには2人体制ということですので、地域の声をいろんな活動の場所に行ったりですとか、必要によっては困窮者のところに訪ねるといような、そういう関係する部署と協力しながら進めるということはあるというふうに考えます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 今課長が答弁されたように、支援員自らが地域を歩くというのは、地域を知る上、地域の問題解決のためには非常にいいことだと思いますので、この事業推進に当たっては、そのことを強く要望いたします。

また、集落支援員、現在も1人を町で雇用していると思うのですけれども、6つの地域に集落支援員が配置になった場合、国からの補助は、そのまま給料とかそういう面で国庫補助はあるのかについてお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

集落支援員につきましては、現在ふるさと振興課のほうに1人おります。あとは、特命主幹は兼務という形で、2人体制という形にはなりません。

現在のふるさと振興課の集落支援員につきましては、主に旧小学校区を対象とした、ふるさと交流事業のような形を支援しているという部分です。

今お尋ねの財源的な部分でいきますと、総務省の集落支援員制度というのがございまして、特別交付税措置で、専任の集落支援員につきましては年間395万円というふうな形で交付がございまして、

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 これも説明会のときに話が出たのですけれども、支援員を見つけるというのは非常にハードルが高いのではないかと。集落支援員がい

て初めてこの制度がうまく運用するのではないかと思うのですけれども、例えば支援員を目指すという方を地域おこし協力隊として採用し、その後どここの地域になるか分からないのですけれども、その地域に入ってもらおうというような採用の方法ということも可能なのでしょうか。

議長　　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　お答えいたします。

地域おこし協力隊制度を活用してということ、まず協力隊が今回こちらのほうで提案する集落支援員のような業務を担うというような形で採用するというのは可能にはなると思っております。ただ、協力隊の場合、採用には地域要件というようなことがあって、まず町外の方ということにはなると思っています。そのようなことで、今回は広く町内、町外募集するということもありますし、あと集落支援員制度のほうでも、まずは同じように交付税の財源措置があるということと、あとは今回町のほうで集落支援員について想定している業務について、ぴったりと対応するような形の業務にはなっておりますので、この制度の活用ということで考えるところもありますし、あと協力隊についても1つの方策として考えられるということなのです。

以上です。

議長　　高橋宏君。

8番　　集落支援員が様々先ほど地域の役員不足の解消という話も出たのですけれども、なかなか難しい部分もあるのでしょうかけれども、例えば農業分野の中山間とか農地・水などで、これは農業振興センターが町としてやってくれているのですけれども、それでもなかなか事務については大変だというような声もあります。町では、団体業務というようなこともあるのですけれども、地域のそういう事務もサポートしてただけるといふふうに考えてよろしいのでしょうか。

議長　　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　お答えいたします。

集落支援員につきましては、自治活動に係る部分の支援というようなことで考えているところなのですけれども、個々具体的な各部署が担当する事業についての中身までを把握してというのは非常に難しいところがあると思います。

ただ、書類作成上で、パソコンを使ってやりたいという方は結構いるかと思えますし、例えばですけれども、書類のやり取りで何度も往復するようなことで、それであればメールを活用してとかという、そういうふうな相談というのは結構あるものだと思います。そういう部分には対応できるというふうに考えています。

以上です。

議長　　高橋宏君。

8番　　そういう部分でのサポートでも非常に助かると思えますので、そういうことはやっていただきたいなと思えます。

集落支援員のほかに、職員も配置するということでした。先ほど町のワンストップ相談受付窓口というような話もあったのですけれども、担当職員がいればそこもサポートできると。例えば平日8時から4時まででしたか、いてくれるのであれば、事前にこういう相談がありますと伝えて相談に行けば、前もって担当課の職員を配置していただいて、まさにそこでワンストップで相談して解決できるようなということも可能なのでしょうか。

議長　　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　まず、職員の配置につきましては、具体的にそういう形が取れるかどうかというところは検討していきたいというふうには考えているところでございます。職員も窓口業務とかというのもあったりする部分もありますし、どういうふうな配置ができるかというところは、まさにこれから確認しながら進めていきたいというふうに思っておりますし、今の議員の意見についても検討させていただきたいと思えます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 職員を配置するというのは、あくまでも集落支援員が見つかるまで、または集落支援員自身が地域のことを把握して、十分に支援として立ち立てできるという時期までの配置を考えているものなのか、それともずっと2人体制でいこうという考えなのかについてお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、集落支援員に町職員を置く必要性というところからお話ししますと、センターのほうに誰もいないということがないようにということも大事だと思っております。また、集落支援員は町内居住者に限らず、町外からのUIターン者であるとか、若い方というようなことも想定されますので、そういうふうなことからしても、町の職員がしっかりサポートしながら、その方のある意味育成していくということが必要だというふうに考えております。

町の職員につきましても、町内のいろいろな地域や住民をよく知ることが大事だと思っておりますし、人材育成研修のようなことからしてもそういう必要性は考えているところでございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 自助、共助、公助の面という話をしたのですけれども、最後に公助、町のサポートという面で聞きたいのですけれども、資料の検討の必要性の中に、町の交付金の減少や町の貯金である財政調整基金の減少が進んで、町の財政が厳しくなるからこのようなことを進める、取捨選択も必要とあるのですけれども、この制度になって町の財政にとって助かる部分といいますか、何を切り捨てるといいますか、何が省かれることによって財政が助かるということなのか。これは公民館、これから集会所と呼ぶという方針でしょうけれども、集会所の修繕という面を

地元をお願いするという意味なのか。それとも、集落支援員を配置した中で、全て同時にスタートするということなのですけれども、活動が活発な地域、あまり活発ではないなという地域がどうしても出てくると思われま。活発な地域へは多く配分して、活動の少ないところへは配分を少なくするという地域の選択という意味になっていくのか。どういう面で、町にとって財政のどこを削っていこうという考えなのかということをお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、活動の活発なところ、活発ではないところというところでそういう財源をとるところは、今のところ考えておりませんというか、自治活動交付金につきましても、これまでどおり変わらない状況でしばらくいこうという形で考えているところでございます。

財源を削らなければならないというような話もありますけれども、実際町もそうですし、地域にとってもそうだと思いますが、人口減少が進んできている中であって、やっぱりそういう地域にとっても負担というのは上がってくるような部分もあると思いますので、そういう部分を考えていただきながら、見直ししながら、そういうふうな財源の確保というか、縮減に努めていただきたいというような意味合いでございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 どうしても住民は、町の財政が厳しいからこういう制度を進めると言われると、何を削られるのだろう、これから自分たちの集会所は自分たちで直していかなければいけないのかなというような不安に駆られる部分がありますので、その辺をよりよい形にするというような具体的な説明をしていきながら進めていってほしいと思います。

公民館というか、集会所の修繕について、以

前公民館の修繕ということで、当時の教育長に質問いたしました。昨年9月の一般質問でしたが、その際、修繕の優先基準というものが5つあるということで、1つ目、現に集会の使用に直接的に影響を及ぼすもの、2、他の公共事業に関連して修繕を実施できるもの、3、地域の負担の申出があったもの、4、翌年もしくは翌々年度に影響が予想されるもの、5番、建築年度が古いものという優先基準を設けているということなのですけれども、この考え方はこれから公民館が集会所というふうに変った場合も、こういう考え方で補助していくということなのかについてお伺いいたします。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 公民館の修繕についてですけれども、先ほど言った優先基準といった部分ですけれども、今回の見直しについては、その優先基準のほうは使わないということになります。

集会所にすることによって、地域のほうで維持していただくというような形になっていくのですけれども、それに向かって集会所をよりよい形で地域で維持管理できるような形で、今の見直しに当たって全館希望のあるところが修繕を行った場合に使える交付金を考えております。その基準については、先ほど言った優先基準についてではなくて、今回新たに決めて考えているということになります。

今回の修繕については、よりよく使っていただけというような形のものを考えておりましたので、新たに基準を設けて、方針を持って進めていきたいというふうに考えているところです。

議長 高橋宏君。

8番 先ほど申し上げたように、住民のほうはもう全部自分たちで直さなければいけないのかというような、ちょっと勘違いといたしますか、不安といたしますか、感じているようですので、各地域である程度直すけれども、それに対する一定の補助はあるのだという辺りの具体的な説

明をしていってもらいたいと思います。

また、このことについて、以前私も個人的な意見で提言したのですがすけれども、例えば今の公民館はもう古くて使えないし、将来維持費もかかるし、この地域では人口減少が激しくなると、そういう地域の場合は公民館を町へ返納しますと、そして地域の民家を集会所にするから、その場合の冬でしたら燃料代とか、お茶代とかというような補助があるのか、そういう使い方ができるのかについてお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、地域のほうでそういう判断をされて、集会所等がなくなったという形になって、どこかの民家を活用して集まりをとということで、その分についてはまだ具体的にそういう算定等はないのですけれども、そういう形の交付金を一括交付金の中に含めながら出すような形を検討しているところでございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 あと、このもらった資料の一番最後のほうで、公民館長会議は必要に応じて開催とあるのですけれども、これから公民館がなくなって集会所になった場合は、誰を想定した会議をやるのか。集会所の維持担当なのか、先ほど言ったように公民館というと社会教育をするところだと、集会所になってもその場所を使って社会教育をしていくという考えだと思うのですけれども、公民館長会議を必要に応じて開催するというのは、誰を想定した会議を言っているのかについてお伺いしたいのですけれども。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 公民館長会議を、この資料については令和3年度からということになっておりますけれども、修繕について来年度どのように直していくのかを各公民館と、地区とお話を進めていくということにしております。そうした中で、必要に応じて公民館長については来年度は

引き続きお願いするというような形にしており
ましたので、そういった形の連絡会議を予定し
ているという形になります。

議長 高橋宏君。

8番 それでは、先ほど言いましたように、別
に集会所になっても社会教育は行えるというこ
とだと思うのですが、その地域の社会教育
について、先ほど言いました集落支援員がサ
ポートしていくという考えなのでしょうか、そ
れとも町が主導していくという考えなのか、そ
の点について。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 社会教育事業を集落支援員が担う
かという部分については、その業務は集落支援
員の範囲ではないと考えております。

社会教育の推進については、今までも出前講
座ですとか、町民教養講座ですとか、男女共同
参画など、いろいろなものを生涯学習課が主体と
して推進しております。これからもそういった
社会教育の推進については、生涯学習課のほう
で進めていくというような形で考えております。

議長 高橋宏君。

8番 途中でも申し上げたように、基本的にこ
の事業推進については私も必要だと思うのです
けれども、これだけの変更というのは地域の方
の理解を得るのには非常に時間がかかると思
います。

あと、町では温泉施設の売却について、民間
の応募がなくて各地域での話し合い、私この前真
昼温泉のほうに行ったのですが、そういう温泉
施設を抱えた地域では、これから温泉施設を
自分たちで維持していかなければいけない。
そういう施設の維持管理のノウハウの経験がな
い地域で考えていくのは、非常に難しい問題だ
と思います。残したいけれども、ではどうする
のだと、そういう問題も提示されている中で、
また公民館の活用、自治組織の運営がこうい
うふうに変わっていくということを両方いろい
ろ言われますと、住民は本当にどう選択してい

のかということ非常に迷うと思うので、説明
会の際にも申し上げたのですが、来年
ということにこだわらず、時間をかけて進めて
いただきたいと思っておりますけれども、その点につ
いてお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 答えいたします。

まず、住民の皆さんにつきましては、議会が
終わって早い段階で説明の場を設けたいとい
うふうには思っているところですし、あと実際の
自治組織、公民館の在り方についての施行につ
きましては、これまで区長協議会の役員会です
とか、公民館の役員会の中でもやっぱり意見が
ございまして、任期が半ばの状態であるとか、
しっかりした準備期間が必要であるといった意
見もございましたので、制度的な決めるところ
は決めて、実際の施行についてはまたある程度
期間を設けてというようなことで、そういう形
で意見を踏まえて進めたいというふうに考えて
おります。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 私の時間配分が悪くて、時間が少なくな
ってきたので、次の質問に移りたいと思いま
すけれども、この事業については丁寧に進めて
いただきたいと思っております。

国のほうから来年度の主食用米の生産目標が
公表され、今までにない減産ということが示さ
れました。担当課のほうでは把握されていると
思うのですが、主食用米の生産について、
町としてどのように取り組んでいくのか、来年
度の減産についてどのように取り組んでいくの
かについてお伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 ただいまの質問について答弁申し上げま
す。

農地、水田は、西和賀町にとって農業生産基
盤としての重要性はもとより、景観形成や関係
人口構築のためにも良好に保っていかなければ

ならない資源と考えています。

西和賀町は水田地域であり、先祖から受け継いだ財産として水田は守られてきましたが、現在は多くの農家が赤字経営であり、高齢化も進んでいることから廃業する農家も多く、この傾向は今後も続くことが予想されます。

水稲経営においては、規模拡大による生産費の低減、あるいは生産方式の改善によるこだわりの高い米を高価な価格で販売することなどが経営を続けるために求められています。したがって、大型農家や集落営農組織への農地の集積、集約化を今後とも進めていかなければならないものと考えております。

また、今後個人で活用できない農地については、その農地周りの環境等もよく分かっている地域で維持していくことが最も効率のよい活用方法でありますので、今後集落が将来にわたり持続していくためにも、集落が農地も含めた資源をどのように活用していくか、戦略を立てることが重要となってくるものと考えております。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 私のほうから、来年度の転作の関係についてお答えいたします。

まず、主食用米の需給見通しについては、人口の減少や米消費量の減少を考えますと、議員のおっしゃるとおり減産傾向は続くものと思われれます。

今まで西和賀町では、転作面積が主食用米の作付面積を上回っており、ほぼ自由に作付を行ってきたわけですが、来年度は今年度より23ヘクタール転作を多くしなければなりません。ほとんど今年度は転作面積が上回っておりませんでしたので、来年は今年よりも今のところ23ヘクタール転作面積を増やさなければならないという状況です。

米価を維持していくために、今回出されました生産目安については守っていくべきものと考えておりまして、西和賀町農業再生協議会など関係機関と協議して、この面積を守っていき

いと考えております。

議長 高橋宏君。

8番 最初に町長が言われたように、大型化ということで基盤整備なども支援していただきたいですし、そういう方が中心になって主食用米のほうは維持していただけたらいいのかなと思っております。

11月2日に町内の生産者、飲食関係者が集まって、町内産の銀河のしずくの試食会が行われたということでしたのですけれども、それで大変好評だったと。今年の栽培面積は15ヘクタールで、80トンの収量が取れたと。これを増やして、町内の飲食店にも利用促進というよう予定が今後もあるのかについてお伺いいたします。

議長 6次産業推進監。

6次産業推進監 今いただきました質問につきましては、私のほうから答弁を申し上げたいと思います。

令和2年度から西和賀町におきましても、一部地域が限定されておりますけれども、岩手県産米の銀河のしずくを生産することができるようになったということでございます。

これまでの調査の結果、町内で生産された米というものでございますけれども、飯米あるいは縁故米といったものを除くと、町内流通は少なく、その評価も芳しくないということが明らかになっていたということでございます。

今般銀河のしずくを西和賀町で生産することができるようになったということを契機といたしまして、町内で生産された米を町内で消費、流通する流れをつくり、町内で生産された農産物全体ですけれども、そういったものを大切にす気持を醸成してまいりたいというふうと考えております。まず、これが基本的な考え方でございます。

そこでということでございますけれども、去る11月2日に西和賀産銀河のしずくの試食会が湯田庁舎3階大会議室にて開催されたということでございます。出席者でございますけれども、

事務局を含めて14名。その内訳でございますけれども、産業間連携推進会議というものがありませんけれども、その委員、西和賀町商工会、産業公社、それから西和賀普及サブセンター職員という方々で構成をされているということでございます。

試食会の具体にちょっと触れたいと思いますけれども、試食会では北上産ひとめぼれ、横手産あきたこまち、西和賀産銀河のしずくをそれぞれ炊きたてと冷めた状態で実食をして評価を行ったということでございますけれども、ご指摘のとおり、その際西和賀産銀河のしずくの評価は非常に高く、今後自信を持って町民の皆様にお勧めできるというふうには確信をしております。

現在の動きでございますけれども、業務用需要の拡大に向けて、旅館、飲食店、それから医療関係、福祉事業所を対象として、西和賀産地銀河のしずくのモニタリング調査というものを行おうということで進めているということでございます。

具体ですけれども、今、年内中に実施希望を募った上で、銀河のしずく、これを10キロ精米をして無償提供すると。際限なくということではなくて、数に限りがあるのでございますけれども、ただ提供するというだけではなくて、アンケート調査を実施したいというふうに思っております。ちょうどアンケートの内容を今詰めているところなのでございますけれども、その結果に基づいて、来年度以降、実際に消費拡大といいますか、流通拡大といいますか、そういったことを展開していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 地産地消という観点からも、ぜひ進めていただきたいなと思っております。

先ほど課長が答弁したように、主食用米の作付を減らすためには、転作作物を増やすということだと思うのですが、課題は主食用米

との取りの格差の是正だと思っております。そのために、水田活用直接支払交付金などの助成金を活用する、団地化、組織化を進めてコスト減を図ることが考えられて、このようなことを踏まえて各地で水田フル活用ビジョンの計画を作成しているわけですが、町としての対策を品目ごとに少し伺いたいと思います。

最近転作として非常に多く作付されています大豆、ソバの乾燥施設についての進行状況についてお伺いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 大豆、ソバの乾燥施設の進行状況についてお答えいたします。

大豆につきましては、施設は造らないということで、ソバの乾燥施設について、昨年からは北上の業者と協議しておりますが、今年度はソバの収穫したものについては9月までの持込みにしてくださいということで、その前に一次乾燥をこちらですということ、1経営体が自分のところで一次乾燥用の乾燥施設を整備しております。

そのほかの大豆、ソバ組合につきましては、そのまま北上のほうに持込みを行いまして、今年度その成果を検証したところでございます。

北上の施設におきましては、来年度以降は持込みは駄目だよということでございましたが、今年度検証した結果、必ずしもそうとは限らないという結果が出まして、また大豆、ソバの組合のほうで一次乾燥施設を設置し、運営していくということで、場所の選定あるいは機種を選定、そして経済性が合うかというようなことも含めて検討しまして、その結果と、北上の施設でも来年以降受入れしても大丈夫というようなこともありまして、今最終的に来年度以降どうするか、その結果を詰めている状況でございます。

議長 高橋宏君。

8番 最近の傾向を見ますと、以前は大豆、ソ

バは同じような面積だったのですけれども、大分ソバのほうが増えているような状況に見られます。

ソバの作付面積が増えることによるの弊害というか、対策と申しますか、今は乾燥施設についてはお伺いいたしました。その他、連作障害の問題とか、あとは農業新聞などでもソバの一大産地である北海道がそば粉の在庫が増えているというような問題も起きています。作付した後の手当てとして、乾燥施設や売り先、または連作障害についての対策などについて検討されているのか、お伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

まず、ソバはあまり連作障害という部分は考えなくてもよいと思っておりますが、大豆は連作障害が出ますので、大豆をやった後にソバあるいは水田に戻すということをしていかなければならないものと考えております。

そうした中で、経営体の経営面積が非常に大きくなっております。10年ほど前は10ヘクタール以上の経営体が14個だったのが、現在は24ということで、24個の合計面積が600ヘクタールを超えているということで、農地の集積が進んでおります。そうしたことから、作業時期が重なるものについては、なかなか同じくできないということで、潰しが利くという部分で、例えば天候が悪くて遅くなってもできるものがソバというようなこともありまして、ソバの面積が増えているということもあります。

今交付金につきましては、取れば取れるほど多くもらえるというようなこともあって、取れた場合の売り先をどうするかは大きな問題になっております。産業公社を中心に、何とか販売をしているところでございます。また、産業公社で今年西わらび入りのそばの加工品が岩手県のコンクールでグランプリになったように、そういった加工とか、あるいは新そば祭りを行えば何時間待ちというように、そういった需要

もありますので、六次産業あるいは景観も含めた形で、そういった部分を拡大していくというようなことも一つ進めていかなければならないものと考えております。

議長 高橋宏君。

8番 その次にですけれども、飼料作物と申しますか、水田牧草、またホールクロープ用稲などもかなりの面積が作付になっていると思います。私自身、水田牧草については町からも指導を受けて、いろいろと難しい点もあるのですけれども、町として畜産振興との関連もあると思うのですけれども、水田牧草、ホールクロープ用稲の栽培の現状と問題点について、どのように把握されているのかお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

水田の牧草につきましては、牛の飼養頭数がどんどん減少しておりますので、果たして有効に使えているのかという部分については、ある程度問題があるのかなとは思っております。しかしながら、平成22年、10年前267ヘクタールだったものが、今年度は229ヘクタールということで、ソバ、大豆へ転換が進行しているというようなことで、牛の減少とともにこういったものは少なくなってくるものと考えております。

また、品質につきましては悪いところもありますので、そういった管理を今後どのようにしていくという部分が課題かと思っております。

あと、ホールクロープサイレージにつきましては、供給先、牛が少なくなっておりますので、どこに供給していくのかといったところが今後の課題でございます。

議長 高橋宏君。

8番 次に、面積的には少ないかもしれないですけれども、販売額が大きいリンドウについては、高齢化が進んでおります。今年リンドウの品評会で最優秀賞を取るなど、栽培の技術と品質の高さは証明されているのですけれども、リンドウについての栽培面積の維持に対する方策

についてはどのようなお考えなのかお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

リンドウだけではなくて、米、畜産も含めて、生産者の規模は非常に大きくなっております。西和賀町の農業生産の統計数字がございますが、平成18年まで出ていたものが、平成26年まで、18年から26年までその数値を国のほうで出さなくなつて途切れていたのですが、ちょっと方式は違いますが、26年から再び出すようになって、26年と比べると西和賀町は花卉以外はほとんど伸びています。というのは、やはりそうやって大規模農家が増えているというようなことで伸びているというふうに考えております。

ちなみに、リンドウにつきましては、今年度57戸で2億1,000万ということで、1戸当たり380万ということになります。これが10年前ですと、平成22年は1億9,400万の売上げで109戸ということで178万3,000円、1戸当たりになれば2倍以上に伸びているということでございます。リンドウの生産が一番多かったのは、平成6年です。これが7億3,500万、このとき211戸です。348万ということで、一番大きい数字を上げたときよりも、まだ1戸当たりの生産額は伸びているということでございます。

また、今年度は、生産組合で生産している部分が生産額の多い中に4戸ぐらい入ってきておりますので、個人ではできなくなつてきても集団でのリンドウ栽培というものが始まっておりまして、そういった部分を伸ばしていくということで、リンドウの生産を上げていきたいというふうに考えています。

議長 高橋宏君。

8番 最初に町長からご答弁があったように、この町は観光に力を入れている町であります。この町を訪れる方の多くがマイカーを利用して訪れております。ドライブ中の風景、景色も西和賀の魅力にしなければいけないと思ひますし、

そういう観点からも、特に国道、県道沿いに耕作放棄地をつくつてはならないと思ひますので、今後とも水田活用の促進についてご尽力いただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長 以上で高橋宏君の一般質問を終結いたします。

ここで1時15分まで休憩いたします。

午後 零時15分 休 憩

午後 1時15分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

続いて、日程第2、議案第6号 令和2年度西和賀町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第6号 令和2年度西和賀町一般会計補正予算（第8号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、令和2年度の会計が第3四半期を経過しようとしており、事業完了並びに事業精算に向け、過不足の予算調整を行うとともに、年度内で実施する新たな行政需要等について予算を調整しようとするものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,675万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億2,877万8,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、債務負担行為の補正については、第2表、債務負担行為補正のとおり、2事業で限度額4,378万9,000円を追加するものです。

第3条、地方債の補正については、第3表、地方債補正のとおり、1事業1,760万円を追加するほか、3事業の限度額をそれぞれ変更するものです。

主な補正の内容は、4月1日付で実施した人事異動及び人事院勧告に伴う給与費の調整のほか、基金造成事業1億4,038万4,000円、ふるさと納税推奨事業3,051万6,000円、障害者自立支援給付事業2,358万4,000円、6次産業推進事業2,800万円、道路除雪車両管理費2,000万円、公共土木施設災害復旧補助事業4,000万円等を増額するものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、補正予算の詳細について説明します。

初めに、歳出から説明いたします。12ページからになります。まず、歳出全般にわたる職員人件費ですが、4月1日付の人事異動及び人事院勧告に伴い、調整を行ったものです。

それでは、主な補正の内容について説明いたします。14ページをお開きください。2款1項5目財産管理費、基金造成事業1億4,083万4,000円の増額は、当初の見込みよりふるさと納税による寄附金の増額が見込まれることから、がんばる西和賀応援基金に4,083万4,000円、また今後の公債費の償還を計画的に行うため、減債基金に1億円を積立てするものです。

6目企画費、地域情報通信基盤施設管理費152万1,000円の増額は、光ファイバー配線の修繕及びN T T東日本所有の電柱移転に伴う工事費を計上するものです。

15ページになります。ふるさと納税推奨事業3,051万6,000円の増額は、返礼品費用等に係る経費となります。

16ページでございますが、町民バス購入事業200万9,000円の減額は、事業費確定に伴う調整になります。

8目自治振興費、コミュニティー助成事業180万円の増額は、上野々地区協議会の活動用備品の整備費用として見込むものでございます。

18ページをお開きください。3款1項2目高齢者福祉費、老人医療費給付事業400万円の増額は、給付費に不足が見込まれることから補正するものです。

19ページになります。老人保護措置委託事業391万2,000円の増額は、老人ホームへの措置者が2名増えたことに伴うものです。

3目障害者福祉費、障害者自立支援給付事業2,358万4,000円の増額は、障害者自立支援給付費等に不足が見込まれることから補正するものです。

3款2項1目児童福祉総務費、にしわが愛児会補助事業60万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費に補助するものです。

保育委託事業124万3,000円の減額は、川尻保育園の入園児童が見込みより1名少なかったことから減額するものです。

20ページをお開きください。3目母子福祉費、子ども医療費給付事業100万円の増額は、給付費に不足が見込まれることから補正するものです。

4目保育所費は、人件費等の調整により605万4,000円の減額となっておりますが、保育所運営費の中で公立3保育所に新型コロナウイルス感染症対策として、それぞれ加湿空気清浄機の整備に係る経費を見込んでおります。

23ページをお開きください。4款1項5目保健センター費、保健センター管理費517万4,000円の増額は、庁舎改修に伴い、1階事務室等の改修を行うものです。

24ページをお開きください。6款1項3目農業振興費、農業振興事務費40万円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、西和賀農業まつりが中止となったことから負担金を減額するものです。

株式会社山の幸運営事業200万円の増額は、農作業受委託等の減少により、運営費に不足が見込まれることから補正するものです。

6次産業推進事業2,800万円の増額は、県から

交付となる新型コロナウイルス感染症対策市町村総合支援事業補助金、県補助金になりますが、を活用し、太田の農産物加工場へのワラビ真空包装機導入等に係る費用に対する助成になります。

25ページになります。5目農地費、農業用水路等長寿命化・防災減災事業220万円の増額は、災害時の円滑な避難を図るためのハザードマップ作成業務を委託するものです。

中山間地域等直接支払事業747万円の増額は、集落機能加算等の事業費が増加したことに伴う補正になります。

26ページをお開きください。2項2目林業振興費、地域おこし協力隊招聘事業377万3,000円の減額は、町内の林業事業体や林業従事者としての定着を目指し協力隊の募集をしたものの、応募がなかったことから減額をするものです。

4目林業者施設費、林構施設維持管理費107万3,000円の増額は、焼地台公園内のジャンボスライダーの修繕を行うものです。

27ページになります。3項1目水産業振興費、水産業振興事業80万円の増額は、ブランドラウトの生息調査に係る計画及び分析報告の取りまとめに要する経費に対する補助となります。

7款1項3目観光費、観光施設維持管理運営費133万8,000円の増額ですが、28ページをお開きください。沢内バーデンの給水ポンプ修繕に28万3,000円の増額、道の駅錦秋湖の冷蔵ショーケースの備品購入に105万5,000円を増額するものです。

8款2項3目道路除雪費、29ページになります。道路除雪車両管理費2,000万円の増額は、除雪車両用のカッティングエッジや各種部品の購入及び燃料費と冬期間の車両修繕費用を見込むものです。

除雪機械整備事業882万2,000円の減額は、事業費確定に伴う助成になります。

5目橋梁費、橋梁改修事業530万円の増額は、細内川橋に添架されている水道管の移設に係る

補償費を見込むものです。

30ページをお開きください。9款1項2目常備消防費、常備消防負担金225万9,000円の増額は、分賦金の額確定に伴うものです。

10款1項2目事務局費、31ページになります。西和賀高校魅力化支援事業192万円の減額は、下宿業務委託料について、利用する生徒数が確定したことに伴い減額するものです。

地域おこし協力隊招聘事業303万2,000円の減額は、公営塾運営に係る協力隊2名を募集したものの、1名の応募、採用となったため、1名分を減額するものです。

33ページをお開きください。2項2目教育振興費、特別支援教育支援員配置事業138万5,000円の減額は、人件費の実績と支出見込みに応じ調整をするものです。

34ページをお開きください。10款4項1目社会教育総務費、35ページになります。成人式記念式典開催事業14万7,000円の減額、6目文化創造館費、青少年劇場開催事業29万7,000円の減額及び中学生演劇講座事業32万6,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴っての事業の延期や中止によるものです。

37ページをお開きください。11款1項1目農林水産施設災害復旧費、農地・農業用施設災害復旧単独事業、現年分です。380万6,000円の増額は、7月27日から28日にかけての豪雨による被災箇所について復旧を行うもので、大台野頭首工の修繕料として180万6,000円、1級河川七内川筋長瀬野頭首工災害復旧工事費として200万円を見込むものです。

2項1目現年発生災害復旧費、公共土木施設災害復旧補助事業4,000万円の増額についても7月の豪雨による被災箇所の復旧を行うもので、野口川、和佐内川、町道安ヶ沢線の工事費を見込むものです。

次に、歳入ですが、10ページをお開きください。1款1項町民税は、個人の所得の伸び等により611万8,000円を増額するものです。

12款1項1目地方交付税1億3,832万7,000円の増額は、12月補正予算の財源に充てるものです。

16款1項1目民生費国庫負担金814万5,000円の増額は、障害者自立支援給付に係る国の負担金を見込むものです。

3目災害復旧費国庫負担金2,237万円の増額は、公共土木施設災害復旧費に係る国の負担金を見込むものです。

16款2項4目土木費国庫補助金は、町道下の沢線道路改良事業費の補助金額の確定に伴い432万円の減額及び除雪機械整備事業の事業費確定に伴い625万4,000円を減額するものです。

17款1項1目民生費県負担金407万2,000円の増額は、障害者自立支援給付に係る県の負担金を見込むものです。

2項1目総務費県補助金2,877万9,000円の増額は、地域経営推進費として89万4,000円を見込むものです。

また、新型コロナウイルス感染症対策市町村総合支援事業費は、歳出でもご説明しましたが、太田の農産物加工場の機器整備費として2,788万5,000円の県補助金を見込むものです。

4目農林水産業費県補助金の増額は、中山間地域等直接支払交付金として560万3,000円の増額、また農業用水路等長寿命化・防災減災事業費として220万円を見込むものです。

19款1項1目一般寄附金5,135万円の増額は、一般寄附、ふるさと納税を7,135万円の増額を見込むものの、企業版ふるさと納税については2,000万円の減額を見込んでおります。

22款4項1目雑入180万円の増額は、自治総合センターコミュニティー事業助成金を見込むものです。

23款1項3目土木債は、除雪機械整備の事業費が確定したことに伴い380万円を減額し、橋梁改修事業は530万円、町道下の沢線道路改良事業は430万円をそれぞれ増額するものです。

6目災害復旧債は、現年度公共土木施設災害

復旧事業分として1,760万円を見込むものです。

6ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正です。町民バス運行管理業務委託料4,200万円を上限とするもの、また令和2年度農業近代化資金融資に伴う利子補給事業178万9,000円を上限とするものの2つの事業を追加するものであります。

次に、7ページ、第3表、地方債補正です。地方債の補正は、1事業1,760万円を追加するほか、3事業の限度額をそれぞれ変更するものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 私からは、4点ほどお聞きしたいというふうに思います。

初めに、16ページのコミュニティー助成事業ということで、上野々地区の協議会の備品ということではありますが、具体的にその備品というのはどういったものなのかの詳細と。

次に、23ページの保健センター改修事業で、事務室の改修ということでご説明をいただきましたが、これは今予算が通れば、これから発注ということで、そして工事が始まるというわけですが、湯田庁舎の改修等が始まる前に保健センターの改修が終われば、観光商工課等はいち早くそちらのほうに移動するというところで考えているのか、その辺について。

25ページ、防災ため池ハザードマップ作成業務委託料ということで220万計上されておりますが、具体的にどういった内容のものをどれくらいの数を作って、そしてどこに配布されるというか、その使用方法についてお伺いしたいと思います。

最後に、もう一点であります、36ページ、37ページということで、これ前に説明もされたのか

忘れてしまったので、ちょっと確認で聞きたいと思いますが、小学校の給食室、中学校の給食室の改修の設計委託ということですが、具体的に各給食室の改修はどういった改修をするということなのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、コミュニティー助成事業については私のほうからお答えしたいと思います。

今回の補正につきましては、11月2日付で県を通して自治総合センターから追加募集というのがあった関係でございます。この要件というのが、令和3年度の申請地区の中からの要望であることというのと、あとは12月以降の着手で年度内に事業終了が可能であること、あともしこれが不採択になった場合は令和3年度からの申請から除かれてしまいますという、そういう要件を受けまして、その時点で申請数5件ありましたが、そこに全て確認して、まずそれに対応できるというところが上野々だったということでございます。

整備の内容としましては、上野々の公民館内の暖房機器ですとか、会議用テーブル、椅子等の購入というような内容になっております。

以上です。

議長 総務課長。

総務課長 私のほうからは、保健センターの改修工事に関してお答えしたいと思います。

保健センターの活用については、庁舎改修に伴い、1階に観光商工課の事務室を配置する予定となっております。その他の部分については、これまでと同様に、乳幼児健診や健康相談に使用することと考えております。

湯田庁舎の改修については、予定としては令和3年度の当初予算に事業費を計上し、実際に工事発注が6月あたりというふうな予定をしておりますので、まず観光商工課が一番最初に保健センターに移る必要があるということで、保

健センターのほうで1階事務室なり会議室なり、あとはトイレ等の改修を行い、観光商工課が年度切替えの時点ですぐに移動ができるようにということで、今回補正予算に上げたものです。

以上です。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 私のほうからは、防災ため池ハザードマップの作成業務委託料についてご説明いたします。

この事業につきましては、近年豪雨等により多くの農業用ため池が被災し、甚大な被害が発生しているということで、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するために、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が制定されました。これによって防災重点ため池についてハザードマップを作成し、災害時の円滑な避難を図るということを目的としております。

西和賀町では、5か所指定されておまして、本年度当初予算で2か所分の予算措置をしておりましたが、今回追加で3か所分、全部で5か所分について今年度整備するということとなります。整備箇所につきましては、湯田西の堤、深沢、米沢の堤、貝沢野、湯田豊沢堤という5つの箇所になっております。

住民説明につきましては、まず今回事業を実施する前にも予定しておりますが、1回住民に説明し、その際防災担当課にも出席いただきまして、ハザードマップが完成後、どのように使うかにつきましては今後防災担当課と協議しながら住民に説明していきたいと思っております。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私のほうから給食室の改修工事の設計業務委託料についてご説明させていただきます。

沢内小学校、沢内中学校につきましては、給食の搬入口がありますので、大丈夫ですけれども、湯田小学校、湯田中学校につきましては自校給食で自分たちで給食を作っているというこ

とで、給食の搬入口がない状況です。新給食センター建設に当たって、新しいセンターから給食が運ばれてくる際に、給食室を改修して入り口を造ってそこに搬入させるという、入り口を造る工事となります。コンテナで運ばれてきますので、給食室の内部もフラットにする形で運びやすい形に改修するという工事を予定しております。その業務委託料を補正させていただきたいという内容になっております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 ため池のハザードマップについてですが、するとこれは普通の災害のハザードマップのように、例えば何千部も作って全戸配布するといったようなことではないということですか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 そのように考えております。

議長 高橋宏君。

8番 私は、2点質問したいと思います。

25ページの中山間地域直接支払で集落加算があったということなのですが、その集落の数と、どのような点の加算であるかという内容について。

37ページ、災害復旧、2か所あるのですが、これはどちらも7月27日から28日の水害に関連してだと思っております。全体の災害から見て何%の復旧なのかということについてお伺いいたします。

議長 建設課長。

建設課長 公共土木の災害復旧費の関係で今ありましたので、それについてお答えします。

7月27日から28日にかけての豪雨の関係ですが、修繕といいますか、被害を受けた箇所は河川が13か所、道路が7か所で20か所、それと災害申請する分が3か所ということで、23か所ほど被害を受けております。そのうち河川と道路の災害以外の部分については、ほとんど復旧してございます。今回補正した部分は、災害査定を受けまして復旧するものですから、その

3件分が残っているというふうにご理解願いたいと思います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、お答えいたします。

まず、中山間地域直接支払交付金の集落機能加算でございますが、5集落で、大体金額が540万円となっております。これにつきましては、各集落で行うことは違いますが、おおむね高齢者の見守り、空き家の見守り、あるいは高齢者の買物支援、そういった内容となっております。

災害復旧につきましては、箇所数等ちょっとここに持ち合わせておりませんでしたので、後ほど報告したいと思います。

議長 高橋宏君。

8番 中山間直接支払制度で集落加算があるということは、前の議会でもいろいろ説明がありまして、これから集落ではそういうことをどんどん活用してほしいという担当課長からの話もありました。ただ、そういうことは認識はしていても、どうやったらいいのだろうということではなかなか踏み切れない地域もあると思いますので、このように5集落で取り組む事例というものを、町内の地域の方にこういうやり方なのだよというようなことを伝えてもらうと、またほかの地域も自分の地域でも取り組もうという気になってくると思うので、そういうふうな広報というか、伝達をしていただきたいと思っております。

7月27日から28日の災害については、家屋とか人的被害は少なかったと思うのですが、降った雨の量はかなり多いもので、時期として7月から主に水田に使う水量というのはあまり多くならない時期なので、かなり見えない地域というか、小さい河川の氾濫が多かったと思います。実際来年の春、田んぼが始まる時期に通してみたら、思ったより水が来なかったなというようなことも考えられますので、そのような場合の迅速な対応についてもやっていただかないと、来年の水田の作付に影響があ

るのではないかなということですので、対応のほうをよろしくお願ひしたいと思います。何か対策がありましたらお願ひします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 まず、中山間地域直接支払制度の集落機能加算でございますが、これは今回いろいろ集落活動を活発にしていかなければ、その集落の将来にいろいろな支障を来すということでもありますので、そういった部分で農業振興課としての重点項目として進行していきたいと考えております。できれば来年度には、町内あるいは町外の優良な事例等を説明会で参考として聞く機会などを持ちまして、多くの集落に挑戦していただきたいというように考えております。

また、災害につきましては、小さな箇所についても区長さんとか、あるいは直接農家の方から言われている箇所もありますので、そういったところも加味しながら、来年度の水稲作付に向けて、直せるところは直していきたいというふうに思っております。

議長 高橋輝彦君。

6番 35ページになります。成人式記念式典開催事業でございますが、今年はコロナの影響で様々な行事、イベントが中止になっているわけでございます。毎年行われている行事であっても、その該当者にとってはそのとき一度だけというふうなイベントも多くあるわけなのですが、特に若者たちとか学生にとっては、今年は取り返しのつかない1年だったろうと思うのですけれども、成人式については中止になるのでしょうか、それとも延期になるのでしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 令和2年度成人記念式典についてですけれども、折からの新型コロナウイルス感染症の拡大もありまして、今年度について6月中旬に地元在住の成人該当者の皆さんと打合せを行った上で、令和2年8月の開催を一旦断念したところです。その際に、感染症の拡大の状

況を見ながら延期時期を決定していくというふうな形にしておりました。その後10月下旬に再度代表者の方と打合せを行いまして、来年度の夏に2学年分同時に開催するという方向で、実行委員の皆様とお話をしたところです。

その際に、ほかの市町村の状況なども参考に例として挙げながら、リモートによる開催などを行うようなところもありましたので、そういったような情報も話させていただいて、実行委員の皆さんに決めていただいたということになっております。

町としては、企画する側としては、久々に旧友が顔を合わせる機会だというような部分を極力実現できるような形で配慮したいということをお考えまして、来年度の夏に開催、1年後の夏に開催という延期を決めさせていただいたというところです。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 まず、延期ということのようでございます。今年度と来年度、非常に厳しい状況だとは思いますが、ただ、おっしゃったように、周りの状況を鑑みながらということのようでございますが、やはり町を背負う若者のためのイベントでございますので、ぎりぎりまで判断をやっていただきたいなというふうな思いでございます。

おっしゃったように、今リモートとかいろいろな方法があるかと思えます。規模を縮小したりとか、何らかの形でやる方法を考えていただければなというふうに思っております。何かありましたらお願いします。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 実行委員会のときにも、来年はどうなっているか分からないというような話もありましたけれども、そういった部分でも実行委員の皆様や、リモートの開催ですとか、なるべく納得のいただけるような形の事業をできるように配慮したいなというふうに考えております。

議長 早川久衛君。

9番 3点ほどお願いします。

1点目は、15ページのふるさと納税奨励事業の3,051万6,000円、その内容をお知らせください。

それから、2点目は、川舟保育所、現在利用者が何人で、職員が何人いるのか、詳しい内容をお知らせください。

それから、3点目、これびっくりしましたけれども、26ページにジャンボスライダの修理費107万3,000円ありますけれども、シーズンが終わって今なぜやるのかという3点をお願いします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、私のほうから焼地台公園のジャンボスライダについてお答えをさせていただきます。

令和2年度、今年度から観光商工課で所管するようにさせていただいたところでございます。ジャンボスライダにつきましては、部品の故障がありまして、これはベアリングユニットでございますけれども、来年度当初予算というふうに考えておったところだったのですが、部品発注から最短でも1か月半、部品の到着にかかる、納品になるといったこともございまして、例年ゴールデンウイーク前後の開園を目指して動いておったところでございます。雪の状況に応じては、ゴールデンウイーク前に開園をしたいというのが本音のところございまして、これが当初予算となりますと、部品が届くのが現実的には5月中旬から6月上旬ぐらいになると。それからの修繕になりますと、5月、6月上旬ぐらいの大切な時期を逃してしまうといったことから、部品発注を今年度中に行って、繰越明許になろうかと思っておりますけれども、4月の修繕を目指したいといったことで、今回補正予算に計上させていただいたといった状況でございます。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私のほうから川舟保育所の

児童数と職員数についてお答えしたいと思います。

児童数は11人となっております。職員は基本5人体制となっております。時間帯によったり、土曜日体制とかありますので、臨時の保育士さんを頼むこともあります。基本は5人体制ということになります。

以上です。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、ふるさと納税についてお答えしたいと思いますけれども、ふるさと納税につきましては今回歳入の増加分7,150万というようなことで見込んでおります。

その中で歳出のほうでいきますと、15ページの方ですが、7節報償費は2,088万8,000円ということで、こちらは返礼品、寄附額の3割というようなことで、予算額の残額との調整で必要な額を計上したということになりますし、あと通信運搬費につきましては返礼品の発送ですとか、受領証明書の発送の運送費という形になります。あと、クレジット決済手数料につきましては、ふるさとチョイスというサイトを使ってクレジットによる寄附を行った際の決済の手数料ということになりますし、あと委託料の部分でいきますと、ふるさと納税返礼品発送業務委託料ということで、こちらにつきましてはふるさと納税の返礼品を発送するため事業者へ委託しておりますが、その分の増額ということになります。また、ふるさとチョイス使用料は、ふるさとチョイスのホームページ上のサイトがございまして、こちらを使用して寄附をした場合に5%の額が支払い額ということになりますので、その分を見込んだものということになっております。

以上です。

議長 早川久衛君。

9番 まず1つは、ジャンボスライダ、これ今年幾らか使ったことがあるか。ずっと春から休んでいるのか、それともお盆過ぎ休んだか、

ちょっとその辺お知らせください。

それから、ふるさと納税の返礼品の内容、どこの会社からどの程度のものを調達しているか、何社から調達しているかということ。

それから、川舟保育所、11人の子供さんに対して5人、保育に従事している職員がいるということは、ほかの施設となれば30人、40人というばいいるわけですけれども、その比率は非常に疑問なのだけでも、その辺は大丈夫ですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 焼地台公園のジャンボスライダーにつきましては、ちょっとコロナの影響もありましたけれども、今年度も通常どおり行っていました。ただ、壊れた時期というものが9月議会前、予算計上を積算しているその後でございまして、今年度につきましては途中で休止させていただいたということでございます。そういったことから、来年の当初予算をどうしても目指しておったということでございます。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 ふるさと納税の返礼品につきましてですけれども、現在いろんなパターンを組み合わせで400種類ぐらいの返礼品というのがパターン別に準備されております。事業者につきましては、一つ一つ名前を挙げればあれですけれども、町内の製造業、加工業というか、牛乳公社ですとか、あとはお菓子関係の業者さんが3件ほどございますけれども、そういう個別の名前を挙げていけばよろしいでしょうか…まず30社ほどあります。400種類のパターンの返礼品を準備して、寄附者の方に出しているという状況でございます。

以上です。

議長 学務課長。

学務課長 保育所の職員体制についてお答えさせていただきますと思います。

先ほど5人と申しあげましたけれども、そのうち調理員さんとか、あと所長さんも入った形での5人ということになります。保育基準に沿

った形での配置ということにさせていただいておりますし、決して人数的に多いという部分ではなく、現状の保育に必要な人数で当たっているかと担当課では思っております。

以上です。

議長 早川久衛君。

9番 大体分かりました。

問題は、返礼品ですけれども、西和賀ならではのという特徴を生かしながら返礼品を、観光の町でもあるわけですから、何でもいいという、どこでもいいという感じではなくて、統一する考えはないですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えします。

返礼品につきましては、まず西和賀町にあるものですとか、西和賀で製造されたものというようなものが対象になると思っております。

統一性というところがございますけれども、そういう面で行きますとユキノチカラというようなブランドの中で、それも返礼品ということで出しておりますので、ユキノチカラの商品であれば西和賀の原材料を使って作ったお菓子であったりとか、そういうような形のものになっておまして、統一的なブランドというような形で出していることになっております。

また、ユキノチカラについても今13事業者が加入している状況ですけれども、その中でほかのいろんな食材だけでなく、木工品ですとか、そういう部分についても加えていくような形で統一性を持たせていこうというような考えがございます。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 地域おこし協力隊の件について、何かいつも不発に終わるような感じでありますけれども、それぞれの事情があったのだらうなと思ひまして、ここの減額するまでの協力隊誘致のためのいろいろな努力などをお伺いしたいし、必要で計上してきていたわけですから、また来年

度も必要になってくるのだろうなと思いますが、何で採用できないのかというふうな辺りをこれまで検討していると思いますので、来年度につなげて、そういった点からお伺いしたいと思います。林業振興課と学務課で減額計上されております。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えいたします。

林業振興課の地域おこし協力隊ですが、今年度はコロナというようなこともあって、募集活動についてはほとんどできなかったというのが現状でございます。自伐林業あるいは森林組合さんで働いていただいて、林業の担い手になっていただくというのが目的でございますが、そのようになかなかそういった人材が見つからなかったということでございますが、来年度についてもできれば引き続き募集したいというように考えております。

議長 学務課長。

学務課長 学務課で募集しました地域おこし協力隊について説明をさせていただきたいと思っております。

2名採用ということで予算を計上して、実質1名の応募ということで1名分が減額という形になってしまいました。全国的に募集をかける部分にも載せさせていただいて募集等も行いましたし、あと個別に担当課としてもいろいろ情報収集に当たったところではあったのですが、残念ながらなかなか人材に当たらなかったというところになります。来年度に向けては、担当課のほうでも検討していきながら対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 コロナでというふうなこともあって、やはりそういったいろいろな動きがコロナで止まったという点があります。今課長の説明のように、林業振興課のほうでも非常に重要なものに採用したいというふうなことで、私自身も非常

に期待しておりましたので、引き続きやっていただきたいと思います。

学務課のほうもそうだと思いますので、やはり西和賀町を選んでもらえる何がしかの努力というか、何かその辺の、難しいけれども、そこをクリアしないと、誰も来てくれないというようなことでしょうか、いろいろな人の知恵も借りながら、いろんな例も見ながらやるべきではないかなと思いますが、もう一言ずつご答弁をお願いします。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えいたします。

まず、農林関係でございますが、今農業のほうに2人働いていただいておりますし、林業につきましては過去2人、森林組合1人、自伐林業1人ということで採用させていただきましたが、2人とも西和賀町に残っていただいて、森林組合さんのほうで働いている方はいろいろな資格を取って、もはや森林組合で重要な働きをしているということでございますし、もう一人につきましては森林アドバイザーとして今後も西和賀町の林業に携わっていただこうということで頑張ってもらっております。

ぜひともその後も引き続き人材を求めてまいりたいと思っておりますが、どこの市町村でも募集が多いということで、なかなか難しいところもありますが、定着しているという実績もございまして、そういったことを強調しながら募集していきたいと思っております。

議長 学務課長。

学務課長 議員さんご指摘のとおり、学務課としては公営塾、あと西高の魅力化事業等、町としても重要な事業に当たっていただく人材ということで、重要な人材だと思っております。ぜひとも確保できるように、担当課としても内部で検討しながら、来年度に向けて個別というか、情報収集等も含めて対応に当たってきたいと思っております。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 2件ほどお伺いします。

農業振興課の関係なのですけれども、山の幸への運営事業の補助金200万、畜産廃棄物の処理事業ということになっているのですけれども、当初予算含めて今回の200万の補正の詳細というか、補正しなければならないその訳をちょっとお伺いします。

それから、土木費の除雪機械の整備事業の件で800万ほどの減額になっていますが、この減額詳細について、要因についてお伺いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

山の幸の運営費補助200万についてでございますが、畜産廃棄物の処理ということで、黒字にはならない事業でございます。そうした中で、いろいろな事業を行って赤字部分を減らすという努力はしております。その中で、今回特に収入が落ち込んだのが大豆、ソバの事業受託ということで、コンバインが相当古くなってしまって性能が悪いということで、コンバインの受託が相当なくなったというところで大幅に落ち込んだということです。町としましても、大豆、ソバにつきましては、組合が成長しております、事務局についても町から撤退し、組合のほうでやっておりますし、各営農組合でソバ、大豆の収穫期をそろえているところも出てきましたので、そういった部分からは山の幸は徐々に撤退していくということで、山の幸につきましては畜産のほうに今後力を入れていただくということで、経営改善については努力していただくと考えていますが、今回については200万ほど不足するというので補正させていただきました。

議長 建設課長。

建設課長 私からは、除雪機械整備事業の減額ということなのですけれども、令和2年の予算を編成するときに、14トン級のドーザーを購入するというので、三、四社からまず見積りを取

りまして、一番安い金額を当初予算に計上させていただいております。それで、実際に6月頃の入札になったかと思っておりますけれども、その入札の際に入札残だと言ってしまうとそれまでなのですけれども、そのときに企業努力といえますか、そういうことで札を入れた額が低かったために、880万円の残が出たということでございます。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 山の幸王国の補助なのですが、これは理解しますが、ちょっとこの200万というのは関連するのかなと思いましたが、実は去年まで酪農、畜産農家の除雪については、これは農業振興課と建設課の調整の中で行われてきたと思うのですけれども、乳牛の早朝出荷のために、酪農家の集乳車が入る道路については、ずっと今まで合併前から除雪していただいていたということだったのですが、今年度から自分たちでという形で、除雪に対してすごく最近までいろいろあったわけで、それでその状況をこの間お聞きしたところ、山の幸のほうに個人負担を兼ねてお願いすることにしたということを知ったものですから、その辺は先般副町長ともその話題の中で雑談的に話をしたのですけれども、その辺も含んでの補正をやられたのかなということで感じていましたが、何となく期待外れだなというのを感じますが。

それから、除雪機械の導入に当たってなのですけれども、私は疑うわけではないけれども、ただ何となく堅い予算を当初は見込んだのではないのかなという感じがしないわけでもなかったもので、金額的にはちょっと大きいものだから、事情は分かりましたが、何せ財政のこういう厳しい中だから、やっぱりもう少し予算を計上する上での調査というのは必要かなと感じたわけです。何かあったらちょっと……。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 山の幸の今回の補正と除雪の関係

は、特別な関係というのはいけません。除雪につきましては、酪農家さんも一つの事業体ということで、除雪についても自分でやるべきだということで、何年か前から協議をしてきました、急にやれと言われても困るだろうからということで、何年間か猶予ということで、今年度からは自分たちで行ってくださいというような協議をしてきて、今回そういうことになったところでございます。

議長 建設課長。

建設課長 先ほど申しましたとおり、当初予算組むときには三、四社から見積りを取ってということですが、実際には指名競争入札になります。そうなった場合は、企業努力で値段を下げて取りたいところ取るというのが市場原理だと思いますので、決して過大に予算を取っているというわけではなくて、我々は三、四社から見積りを取って、一番安い金額を当初予算にのせているということをご理解願いたいというふうに思います。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第6号 令和2年度西和賀町一般会計補正予算(第8号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで2時30分まで休憩いたします。

午後 2時19分 休 憩

午後 2時30分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

ここで農業振興課長より発言を求められておりますので、この際発言を許します。

農業振興課長。

農業振興課長 それでは、高橋宏議員からの質問を保留しておりましたが、7月27日から28日にかけての豪雨による災害の復旧状況でございます。予備費で対応したのが3か所、9月補正で対応したのが5か所ということで、合計8か所全て完了しております。あと残りは、今回補正していただいた2か所ということになります。

以上です。

議長 このことに対して質問ありませんか。

(なしの声)

議長 続いて、日程第3、議案第7号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第7号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,085万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,717万4,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について、歳出から説明いたします。7ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費の12節委託料のうち、事業実績報告書作成システム改修業務委託料6万6,000円の増額は、10節の需用費で同額を減

額し、18節負担金補助及び交付金の国保事務処理標準システム自動連携環境構築業務負担金12万3,000円の増額は、12節委託料で同額を減額し調整するものです。

2款1項1目一般被保険者療養給付費9,400万円、2款2項1目一般被保険者高額療養費2,500万円の増額は、療養給付費等に今後不足が見込まれるため、増額するものです。

6款1項1目財政調整基金積立金988万6,000円の増額は、令和元年度からの繰越金の額が確定したことに伴い、積み立てるものです。

8款1項2目償還金196万7,000円の増額は、令和元年度決算の確定に伴い、保険給付費等交付金返還金を計上するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。5款2項1目基金繰入金1億1,900万円の増額は、歳出で説明しました一般被保険者療養給付費及び高額療養費の財源とするものです。

6款1項1目繰越金1,185万3,000円の増額は、歳出で説明しました財政調整基金積立金及び保険給付費等交付金過年度返還金の財源とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第7号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方

は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第4、議案第8号 令和2年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第8号 令和2年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,830万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,424万2,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,215万8,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、初めに保険事業勘定における補正予算の内容について歳出から説明いたします。

8ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費、2節給料、3節職員手当等の増減の額は、人事異動に伴い人件費を調整するものです。12節委託料のうち94万6,000円の増額は、介護保険システムの改修業務に係る経費になります。

1款3項2目認定調査等費5万6,000円の増額は、会計年度任用職員の費用弁償の不足分の

経費になります。

2款1項3目地域密着型介護サービス給付費970万円、5目施設介護サービス給付費5,200万円、9目居宅介護サービス計画給付費140万円、9ページの2款4項1目高額介護サービス費600万円、2款6項1目特定入所者介護サービス費640万円、3目特定入所者介護予防サービス費14万円、3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費170万円の増額は、それぞれのサービス給付費等に今後不足が見込まれるため、増額するものです。

3款2項1目包括的支援事業費4万6,000円の増額は、人件費に今後不足が見込まれることから補正するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。3款1項国庫負担金1,220万1,000円、3款2項国庫補助金874万5,000円、4款1項支払基金交付金2,088万1,000円、5款1項県負担金1,238万1,000円、5款2項県補助金21万2,000円、7ページの7款1項一般会計繰入金1,063万5,000円、7款2項基金繰入金1,325万4,000円の増額は、歳出補正に伴い、それぞれ補正額を見込むものです。

続いて、介護サービス事業勘定の歳出について説明いたします。16ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費の4節共済費2,000円の増額は、今後不足が見込まれることから補正しようとするものです。

10節需用費2万3,000円の増額は、新型コロナウイルス感染防止対策に係る県の補助金を活用し、居宅介護予防支援事業所として個々の家庭に訪問する際に使用する感染防止対策用品を購入する経費です。

次に、歳入の説明ですが、15ページを御覧ください。2款1項1目一般会計繰入金2,000円は、一般管理費の共済費の財源に、5款1項1目介護サービス提供支援事業費補助金2万3,000円の増額は、一般管理費の需用費の財源とするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案どおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第8号 令和2年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第5、議案第9号 令和2年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第9号 令和2年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ248万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,317万1,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について、歳出から説明いたします。7ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目一般管理費、3 節職員手当等の児童手当については、職員の異動により 5 万 5,000 円を減額するものです。

1 款 2 項 1 目公共下水道施設管理費、湯田分の 10 節需用費の修繕料については、湯川地区に設置してあるマンホールポンプの遠隔式通報装置が故障したことから、これを修繕するための費用として 83 万 9,000 円を増額するものです。

同じく沢内分、11 節役務費の通信運搬費については、今後の支払い額を精査し、15 万 7,000 円を増額するものです。

14 節工事請負費については、太田地区に公共ます 1 基を設置するための費用として 150 万円を増額するものです。

1 款 2 項 2 目合併処理浄化槽管理費、10 節需用費の修繕料については、今後の支払い見込額を精査し、4 万 6,000 円を増額するものです。

次に、歳入の説明ですが、6 ページを御覧ください。6 款 1 項 1 目一般会計繰入金 248 万 7,000 円を増額し、今回の補正予算の財源に充当するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第 9 号 令和 2 年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 6、議案第 10 号 令和 2 年度西和賀町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号) についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第 10 号 令和 2 年度西和賀町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号) について提案理由を申し上げます。

1 ページを御覧ください。第 1 条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 139 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,696 万 3,000 円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について、歳出から説明いたします。7 ページを御覧ください。

1 款 2 項 1 目施設管理費、14 節工事請負費は、若畑地区において公共ます 1 基を設置するために 139 万 4,000 円を増額するものです。

次に、歳入ですが、6 ページを御覧ください。3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 139 万 4,000 円を増額し、今回の補正予算の財源に充当するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第10号 令和2年度西和賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第7、議案第11号 令和2年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第11号 令和2年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、収益的収支については、医業費用のうち給与費984万9,000円及び経費55万6,000円の増額と特別損失10万円の減額により、病院事業費用の総額を10億3,180万4,000円とし、収入では他会計補助金640万5,000円の増額をお願いするとともに、新型コロナウイルス感染症対策関連の県補助金400万円を見込み、支出の特別損失に対応する特別利益10万円を減額しようとするものです。

また、資本的収支については、建設改良費に147万8,000円の増額を行い、医療機器の整備を図ろうとするものです。収入では一般会計出資金74万円、国庫補助金73万8,000円をそれぞれ増額し、これに充てようとするものです。

引き続き、収益的収入及び支出の実施計画について説明いたします。補正予算書10ページ、11ページをお開きください。収益的支出について説明いたします。医業費用の1目給与費984万9,000円の増額は、10月から着任した常勤医師

に係る給料、諸手当等の予算措置と併せて新型コロナウイルス感染症対応のため新設された防疫作業手当に係る所要額の計上と、その他の諸手当、法定福利費等の精査によるものです。

3目経費の10節修繕費ですが、医療機器の修繕に7万7,000円、施設修繕に24万4,000円、医師住宅等修繕に22万8,000円の増額をお願いするものです。

3項特別損失のその他特別損失は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金について、対象となる職員等への振込が全て終了したことにより、予算残額を減額するものです。

次に、資本的収支について説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。5ページ、1款1項1目の設備費147万8,000円の増額は、受付窓口でマイナンバーカードや健康保険証で患者の資格確認をオンラインで行えるようにするためのシステム改修に係るものです。この仕組みは、国において令和3年3月から導入されるものですが、より多くの医療機関等に普及を図るため、導入費用に対する財政支援措置が取られており、4ページの国庫補助金73万8,000円は、当該措置を見込んで予算計上を行うものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、提案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
高橋宏君。

8番 10月からでしたか、お医者さんが1人増えて給与が増えたということで、当然だと思うのですが、このことによって病院経営に、メリットという言葉が適当か分からないのですが、どのような影響があるかということ、町民に対してどのようなメリットがあるかということについてお伺いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 お答えいたします。

医科の常勤医師が10月から1名着任しまして、医科の常勤医師4名体制で今診療を行っております。

このことによるメリットということですが、収益的なメリットというのは、直接1人増えたからといって診療報酬が増えるということとはございませんけれども、強いて言えば常勤医師が増えたことによって日当直等の負担が軽減されるということがございますし、あと通常の外来診療のほか、訪問診療等もございますので、そちらの医師のやりくりがしやすくなったという面がありまして、病院運営上は1人とはいえ常勤医が増えるということは非常に助かっております。

それから、町民に対してのメリットでございますが、10月から1名増えた医師は、町長が一般の行政報告でも申し上げましたが、専門が腎臓内科の先生でございます。腎臓内科というのは一番分かりやすいのは、当院では人工透析をやっておりますけれども、その人工透析を専門に診る医師でございます。今まで専門の医師がおりませんで、月2回、中央病院から応援をいただいて人工透析の管理をしていただいておりましたが、その中央病院の先生は引き続き応援に入ってくださいますけれども、そのほかに常勤医師がいるということで、そういった部分ではより透析治療がしやすくなったのではないかなと思いますし、あと今外科の先生しかいなかったところで内科も診ていただきますけれども、今回初めて内科の先生に来てもらったということもあって、そういったことでバランスが取れたのかなというふうに思っているところでございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第11号 令和2年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第8、議案第12号 令和2年度西和賀町水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第12号 令和2年度西和賀町水道事業会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条では、令和2年度西和賀町水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによらし、第2条では収益的支出の予定額の補正を定めており、水道事業費用について既決予定額4億2,005万3,000円に206万5,000円を増額し、支出の総額を4億2,211万8,000円にしようとするものです。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額の補正を定めており、建設改良費の増額により、収入及び支出ともに既決予定額3億622万円に531万3,000円を増額し、収入及び支出の総額をそれぞれ3億1,153万3,000円にしようとするものです。

第4条では、配水管布設替え事業費の精査により、企業債の限度額を4,960万円から5,020万円に変更するものです。

第5条では、職員給与費の補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を改めるもので、既決予定額3,586万4,000円に34万円を増額し、職員給与費の総額

を3,620万4,000円にしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、補正予算の内容についてご説明をいたします。

8ページを御覧ください。収益的支出についてですが、1款1項1目原水及び浄水費、燃料費については、施設巡回車の燃料費が不足すると見込まれることから24万6,000円、修繕費については新町浄水場のマグネットスイッチ交換修繕として48万4,000円をそれぞれ増額するものです。

1款1項2目配水及び給水費、修繕料については、現在湯田牛乳公社の工場新築が行われておりますけれども、それに合わせて近隣民家の給水管を修繕する必要があるため、86万5,000円を増額しようとするものです。

1款1項3目総係費、給料については、職員の人事異動により不足することが見込まれる34万円、職員退職手当組合負担金として6万3,000円、賃貸料については令和3年2月以降指定金融機関との公金の支払い業務において、インターネットを利用して支払い情報のやり取りを行うこととしており、その利用料として2月分7,000円、雑費として冬期間の推定料金の精算として3件分6万円をそれぞれ増額するものです。

次に、資本的収入及び支出の補正予定額の内容についてご説明します。9ページを御覧ください。初めに、支出についてご説明いたします。1款1項2目配水管布設替え事業費、委託料については、細内川橋橋梁改修に伴う添架管布設替え工事実施設計業務の確定により33万円を減額するものです。工事請負費については、主要地方道盛岡横手線道路改良に伴う配水管布設替え工事ほか2工事について、工事内容等を精査し564万3,000円を追加し、総額531万3,000円を

増額しようとするものです。

最後に、収入についてですが、1款1項1目企業債、2項1目他会計出資金、3項1目工事負担金については、先ほど述べました建設改良費の事業費に充てるため、補正予算の財源に充当しようとするもので、地方公営企業繰り出し基準に基づき増額するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いたします。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

高橋和子君。

4番 この補正予算の金額に関わるものではありませんが、地域で大雨が降ったときに水道の水が濁るという話がありまして、一度役場のほうにも連絡したというお話でしたが、その後何のご連絡もないし、どういうことだったのか聞いてほしいという話でありました。

それは、中部の湯ノ沢川から水源にしている長瀬野地域、両沢にかかっている方々のお話でしたので、課長が把握しておられれば、その実態はどういうことなのかということでお伺いしたいと思います。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 ただいま高橋議員からご質問のあった件ですけれども、こちらから何の音沙汰もなかったということに関しましては、大変申し訳なく思っておりますけれども、水が濁るというお話がいつのものであるのか、あるいはどういった濁りなのか、例えば臭いがあるのかなのか、汚れが断続的なのか、連続して何日も続くのかといったような状況が分からないと、この場では明確な回答はできないところであります。

ただ、一般的なことを申し上げますと、本町の水道水というのは地下からくみ上げてる分、それから河川の表流水、それから伏流水、伏流

水というのは川底のもっと下の、いわゆる地下水に近いところなのですけれども、そういったところから水をくみ上げて、薬品等で不純物を取り除いたり、砂でろ過をしたりして、滅菌をして各家庭に給水をしているという状況にあります。

長瀬野地区においては、中部浄水場という、先ほど議員おっしゃられたように川舟地区から送水をしているわけですけれども、一般的にはやっぱり川が濁りますと、どうしても取水の原水といいますか、そこが濁ってしまいます。ろ過が間に合わないということが生じます。基本的には、その汚れた水が各家庭に行かないように調整等をしてやっているわけですが、ひょっとしたらそういった切替え等のタイミングで各家庭に汚れた水が流れていくというようなことが考えられます。一般的にということです。

それから、参考までに申し上げますと、これ皆さんもご経験あると思いますけれども、例えば水道をしばらく使っていないくて水道を出すと赤水が出ますよというふうなことで、赤っぽい水が出るときは宅内の配水管のさびが原因しているというふうなこともありますし、それから配水管等の工事をしたときは水が白っぽくなったり、あるいは泥が入って茶色く濁るというようなこともあります。それから、例えば消火栓を使ったりすると、配水管の管内の流速だとか圧が急激に変わりますので、それで濁るということもあります。

上下水道課では、工事だとか、あるいは事前に濁りそうだなというのが分かっていたらそれなりの対応をして、各家庭にはきれいな水を送水しているというふうな状況ですので、その辺はご理解をいただきたいということですし、濁った水、それがどの程度なのかというのは当然あるわけですけれども、もし気になるような場合は一旦使用をやめてもらって、その都度当方までご連絡をいただければ対応していきたいというふうには考えております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 ちょっと質問のときに、あまり大ざっぱに話してしまいましたけれども、長瀬野集落地域の方と、それから和佐内の方が大雨降ったときに濁って、お風呂を入れたらすごい濁ったのが分かるし、コップにくんでも分かるような状態だったということで、一度役場のほうにご連絡したのですが、そのご返事がちょっと納得いかなかったみたいで、洗濯には大丈夫だからみたいな話をされて、いやいや、飲んでいるのですがねという、そういうふうには言わなかったけれども、自分はそう思ったということで、ちょっと課の方と、そういった受け止め方と話しするほうとの擦れ違いがあったようでありました。

それで、今おっしゃるように、大雨降った日にちはちょっと聞かないでしまったのです。私も集落到に住んでいるのですが、私はいたりいなかったりで、ちょっと濁ったのを気がつかなかったのですが、集落の数人の方も言っていましたので、そういう状態だったと思います。

議長 今日は補正ですので、今のような関係は日常の活動で聞いてもらってやっていただければ、有線を通して話聞いていると思いますので。この補正に関する、ほかに質疑ございませんか。

(それはいいのだけどさの声)

議長 今担当課長が話したとおりで、あとそれ以上については担当課とやり取りしてもらいますから。

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第12号 令和2年度西和賀町水道事業会

計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって本日は散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 3時14分 散 会